

大網白里市地域福祉計画

[2018-2027]

令和5[2023]年度 改訂版



令和5年3月

大網白里市

はじめに



大網白里市では、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていける地域社会を実現していくため、平成20年度から「大網白里市地域福祉計画」を策定しております。

現在は、第2次計画を経て、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間とした「第3次大網白里市地域福祉計画」を平成30年3月に策定し、掲げた諸施策に取り組んでおりますが、計画策定後4年が経過したことから、計画に位置付けられた施策の進捗を評価するとともに、社会情勢の変化を踏まえた施策の見直しに着手しました。

この間、令和元年の大雨台風被害において本市は大きな被害を受け、また令和2年からは新型コロナウイルス感染症の流行により、活動や交流が制約・自粛を余儀なくされ、新しい生活様式の浸透など、取り巻く環境も大きく変化しております。

また、社会福祉法の改正により、複雑化・複合化する地域住民の抱える課題に対し、各市町村において包括的な支援体制の整備に向けた取り組みをより一層推進するよう求められております。

これらの状況に対応するため、「第3次地域福祉計画 令和5年度改訂版」として基本理念・基本目標・施策体系は変更せず、施策内容の見直し及び新たな施策の追加を行いました。

計画の基本理念「ふれあい 支えあい 助けあい が広がる “あい” にあふれるまち ～踏み出す一歩が 地域をかえる～」を推進していくためには、市民の皆様をはじめ、地域福祉関係者、事業所など地域を取り巻く様々な主体が、それぞれの専門性や力を活かし、協力、連携する地域づくりが大切であり、行政もしっかり支援を行い、取り組みを推進してまいりたいと考えております。

結びに、本計画改訂版の策定にあたりまして、ご尽力を賜りました大網白里市地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、様々な機会を通じてご協力をいただいた多くの皆様方に厚くお礼申し上げます。

令和5年3月

大網白里市長 金坂 昌典

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の期間.....	2
第3節 計画の位置づけ.....	3
(1) 計画の位置づけ.....	3
(2) 地域福祉活動計画との関係.....	4
第4節 見直しの策定体制、進捗状況.....	5
(1) 見直しの策定体制について.....	5
(2) 計画の進捗状況 [中間評価]、今後の方針について.....	5
(3) 市民アンケート結果について.....	9
第2章 計画の見直し方針及び基本的な方向.....	13
第1節 見直し方針.....	13
第2節 計画の基本理念.....	14
第3節 計画の基本目標.....	15
<基本目標1> 必要な人に必要とする支援が行き届く すべての人にやさしいまち.....	15
<基本目標2> つながる人の輪で ともに支えあい 温かな心が通いあうまち.....	15
<基本目標3> 一人ひとりが安心して暮らせる 福祉が充実したまち.....	15
第4節 地域共生社会について.....	17
第5節 重層的支援体制整備について.....	18
第3章 具体的な取り組み.....	19
基本目標1 必要な人に必要とする支援が行き届く すべての人にやさしいまち.....	19
(1) 情報提供体制の充実.....	20
(2) 相談支援体制の充実.....	22
(3) 福祉理解の促進.....	24
基本目標2 つながる人の輪で ともに支えあい 温かな心が通いあうまち.....	26
(1) 市民と行政、団体との協働の推進.....	27
(2) 社会福祉協議会など地域福祉関係機関との連携.....	29
(3) ボランティア活動等市民参画の推進.....	31

基本目標 3 一人ひとりが安心して暮らせる 福祉が充実したまち.....	33
(1) 安全・安心のまちづくりの推進.....	34
(2) 活動しやすいまちづくりの推進.....	37
(3) 健康づくりの推進.....	39
(4) 子育て施策の推進.....	42
(5) 高齢者施策の推進.....	45
(6) 障がい者施策の推進.....	48
(7) 生活困窮者、若者への支援.....	50
(8) 共生型サービス等の推進.....	52
第4章 計画の推進に向けて.....	54
第1節 計画の推進体制.....	54
第2節 計画の理解促進.....	54
第5章 関連資料.....	55
1. 大網白里市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	55
2. 策定委員会委員名簿.....	57
3. 大網白里市地域福祉計画策定庁内会議設置要領.....	58
4. 策定庁内会議委員名簿.....	61
5. 策定経過.....	62
6. 用語解説.....	63

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の目的

近年、自然災害が多発しているなかで、地域の身近なつながりは尊い命を救う大きな力になりますが、ライフスタイルの多様化やプライバシー意識の高まり等から、住民相互の連帯感や絆が弱まりつつあり、地域力の低下が懸念されています。また、少子化や高齢者のひとり暮らし・老老介護等、様々な社会状況の変化により、ニーズも多様化しています。

これらの福祉ニーズに十分に応えていくためには、公的サービスのみでは難しいため、地域の助けあいを基本とした地域づくりを推進しようと策定されたものが、前回、平成25(2013)年の「第2次大網白里市地域福祉計画」でした。この前計画は、平成29(2017)年度末をもって終了することとなることから、このたび、新たに、「地域共生社会」の考え方を取り入れた「第3次大網白里市地域福祉計画」を、策定することといたしました。この計画は、平成30(2018)年度より開始することとなります。

「地域共生社会」とは、地域に暮らすすべての人が自分らしく、それぞれの役割を持ちながら参加できる社会をめざそうとするものです。

本計画は、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と基本理念や施策を共有し、緊密に連携、協働をしていくなかで、市民一人ひとりが、できることから一歩ずつ地域づくりに参加できる仕組みをつくり、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていくことができる地域社会を実現していくことを目的とします。

第2節 計画の期間

本計画は、平成30(2018)年度から令和9(2027)年度までの10年間を計画期間とします。

また、令和4(2022)年度に中間評価を行い、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの施策について、法改正や社会情勢の変化に対応した見直しを行いました。

■計画の期間

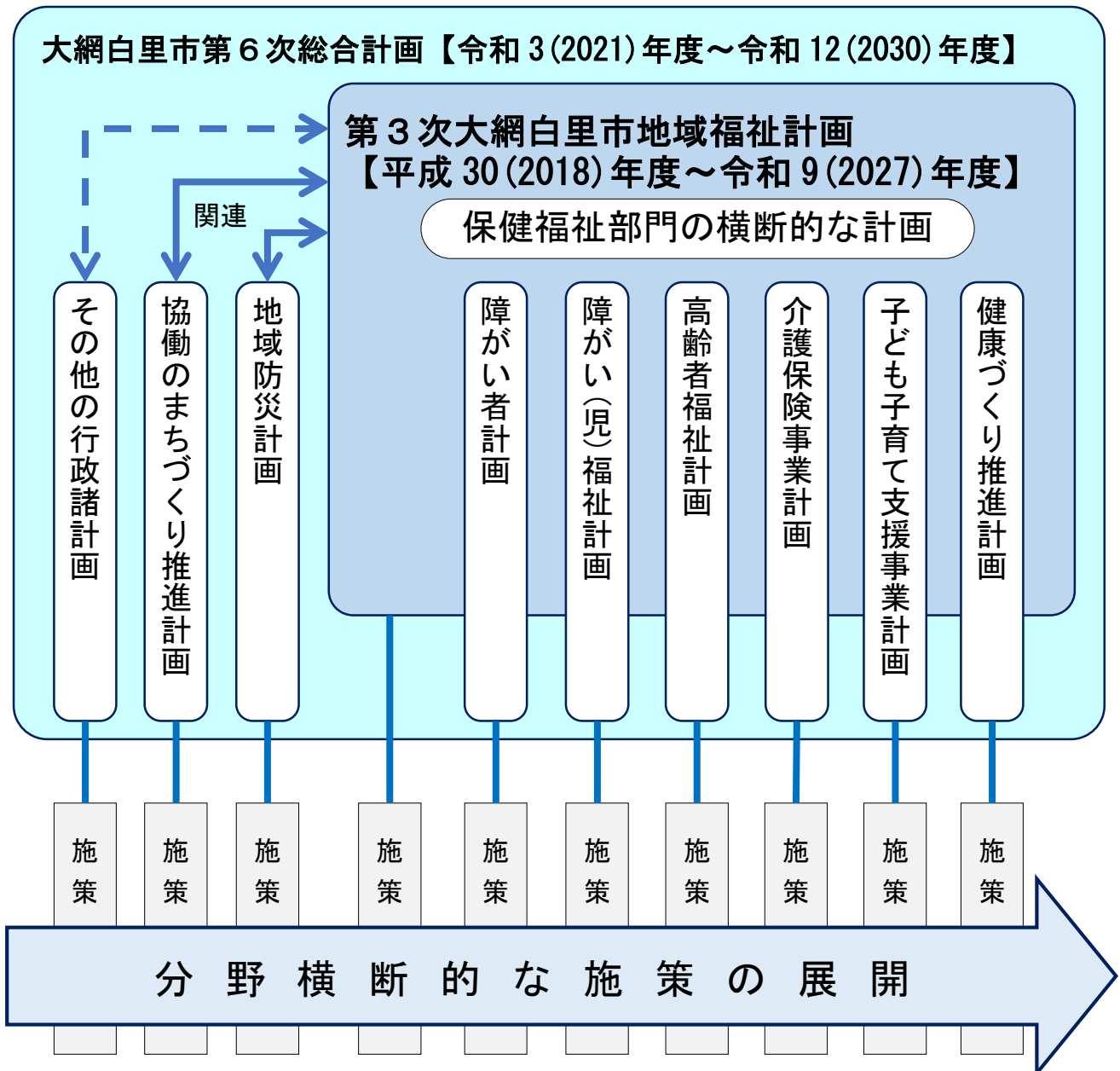
平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度
第5次総合計画(2011-2020)								第6次総合計画(2021-2030)						
第2次地域福祉計画 (2013-2017)				第3次地域福祉計画(2018-2027)										
				評価										
				策定					見直し					策定
第4次地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)					第5次地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)					第6次地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)				

第3節 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

「大網白里市第6次総合計画」を上位計画とし、各種分野との整合性を図り、連携のとれた計画とします。また、保健福祉関連計画を包括する上位計画としても位置づけます。

■関連諸計画との位置づけ

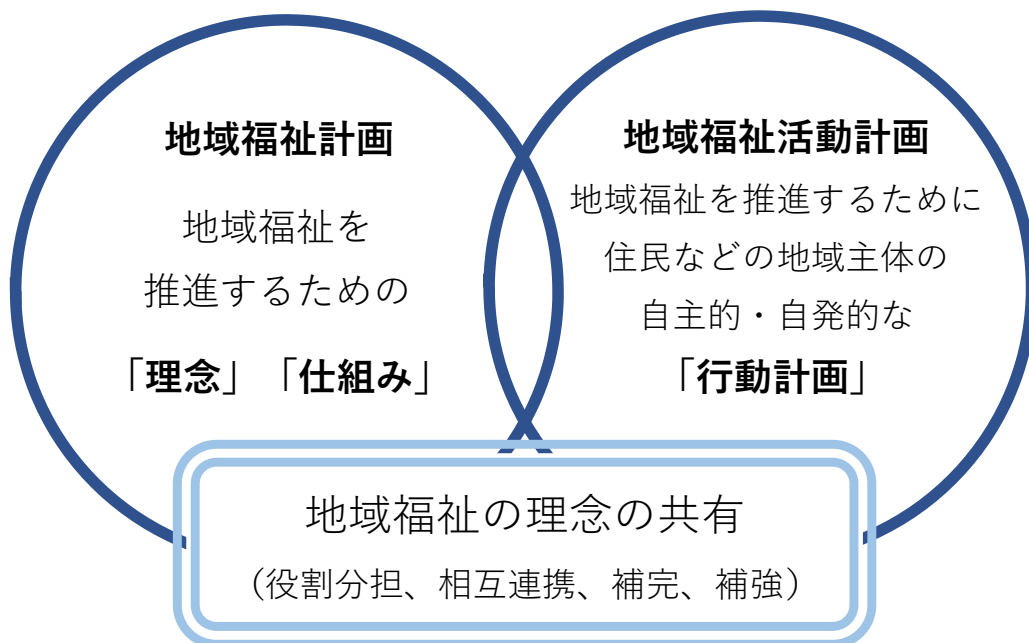


(2) 地域福祉活動計画との関係

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定により、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助けあいによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「全ての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

■地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



第4節 見直しの策定体制、進捗状況

(1) 見直しの策定体制について

本計画は、平成29年度に学識経験者、一般市民、ボランティア団体、民生委員児童委員、市職員、その他関係者からなる「大網白里市地域福祉計画策定委員会が中心となり協議を重ね策定しました。策定にあたっては、庁内検討機関である庁内会議及び作業部会において計画の基本的な内容について調査検討を行いました。

見直しにあたっては、令和4年度に各課による施策の進捗状況の評価を行い、庁内会議において、見直し方針や施策内容について検討をした後、地域福祉計画策定委員会を開催し、施策の評価や見直し内容について協議を行い策定しました。

また、社会福祉協議会と合同で実施した18歳以上の市民1,000人を対象に実施したアンケート調査や、パブリックコメントの実施等を通じ、市民意見の反映に努めました。

(2) 計画の進捗状況 [中間評価]、今後の方針について

1. 計画の進捗状況 [中間評価]

地域福祉計画の策定後4年が経過したことから、計画に位置付けられた施策61項目について、平成30年度から令和3年度までの取り組みの進捗状況及び今後の方針を各課に照会しました。

各課における事業について、進捗状況の回答を基に施策ごとの中間評価を取りまとめた結果は、下表のとおりとなりました。(施策ごとの評価は7ページ参照)

■ 施策の中間評価

評価区分	施策数	構成割合
A 順調に進んでいる	23	38%
B 概ね順調だが、不十分な点がある	33	54%
C 実施されているが、不十分な点が多い	5	8%
D 実施方法を含め改善が必要	0	0%
	61	

全体を通して、計画に位置付けた施策は、概ね順調に進められていると考えられますが、一方B評価やC評価となった要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、対面での事業活動や支援ができなかったことが考えられます。

なお、「基本目標 3（8）共生型サービス等の推進」分野はすべてC評価であり、地域共生社会の実現に向けた各施策について、理解が浸透していないことから、新たな共生型サービスの検討や施策の見直しを実施しなかったことが要因となります。

2. 施策の今後の方針

各課における事業について、今後の方針の回答を基に施策ごとの方針を取りまとめた結果は、下表のとおりとなりました。

■施策の今後の方針

方針区分	施策数	構成割合
拡大	3	5%
継続	58	95%
縮小	0	0%
廃止	0	0%
	61	

なお、拡大とする施策については、下表の施策となります。（施策ごとの方針は7ページ参照）

■今後の方針「拡大」とする施策

施策	拡大とする理由
1(2)相談支援体制の充実 ②各相談機関の周知	令和4年4月に「山武郡市障がい者基幹相談支援センター」が設置され、関係機関と相談体制の充実を図っていく。
3(7)生活困窮者、若者への支援 ④生活困窮者への自立支援	コロナ禍による生活困窮者の増加及び支援制度が拡充され、制度に沿った相談支援事業の実施を検討する。
3(8)共生型サービス等の推進 ④包括的相談支援体制の構築 ※施策見直しにより施策名を 「③重層的支援体制整備の検討」 へ変更	社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業の整備が必要となり、整備方針について検討する。

(参考) 施策ごとの中間評価及び今後の方針一覧

■ 中間評価の区分

区分	中間評価
A	順調に進んでいる
B	概ね順調だが、不十分な点が一部ある
C	実施されているが、不十分な点が多い
D	実施方法を含め改善が必要

基本目標1 必要な人に必要とする支援が行き届く すべての人にやさしいまち			
施策	個別施策	中間評価	今後の方針
(1) 情報提供体制の充実	①情報提供体制の充実	A	継続
	②個人情報の保護と適切な管理・運用	A	継続
	③地域社会福祉活動の周知	A	継続
(2) 相談支援体制の充実	①相談機関の連携及び適切な相談体制の確保	A	継続
	②各相談機関の周知	A	拡大
	③包括的相談支援体制の構築	B	継続
(3) 福祉理解の促進	①福祉教育の推進	B	継続
	②あらゆる差別の解消	A	継続
	③人権についての啓発促進	B	継続
	④認知症の理解促進及び成年後見制度利用支援事業の充実	B	継続

基本目標2 つながる人の輪で ともに支えあい 温かな心が通いあうまち			
施策	個別施策	中間評価	今後の方針
(1) 市民と行政、団体との協働の推進	①市民意見の反映	A	継続
	②市の施策、事業の理解促進	B	継続
	③広聴活動の充実	A	継続
	④市民と行政の協働事業の推進	C	継続
	⑤市民活動支援センターの設置	B	継続
(2) 社会福祉協議会など地域福祉関係機関との連携	①社会福祉協議会との連携	A	継続
	②民生委員児童委員の活動の支援	B	継続
	③区・自治会の活動への支援	B	継続
	④地域における各種団体の活動への支援と連携	B	継続
(3) ボランティア活動等市民参画の推進	①ボランティア活動の把握と情報の一元化及び周知等	B	継続
	②ボランティア活動機会の充実	B	継続
	③福祉人材の育成	B	継続
	④NPO活動の支援	B	継続

基本目標3 一人ひとりが安心して暮らせる 福祉が充実したまち

施 策	個 別 施 策	中間評価	今後の方針
(1) 安全・安心のまちづくりの推進	①避難行動要支援者の把握と避難体制の確立	B	継続
	②防災意識の啓発	B	継続
	③防犯対策の充実	B	継続
(2) 活動しやすいまちづくりの推進	①地域活動の場づくり	A	継続
	②施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザインによる整備の促進	B	継続
	③公共交通の利便性向上	B	継続
	④外出支援の充実	B	継続
(3) 健康づくりの推進	①学校教育における飲酒、喫煙、薬物対策の推進	A	継続
	②食育の推進	B	継続
	③地域医療体制の充実	B	継続
	④救急医療体制の充実と適正利用の促進	B	継続
	⑤がん検診等の充実	B	継続
	⑥特定健診・特定保健指導の実施	B	継続
	⑦かかりつけ医等の普及	B	継続
	⑧生活習慣病の予防・重症化予防	A	継続
(4) 子育て施策の推進	①乳幼児の健康増進	A	継続
	②幼児教育・保育サービスの充実	B	継続
	③交流機会の充実	B	継続
	④子供の居場所づくり	B	継続
	⑤家庭教育の推進	B	継続
	⑥学校保健の充実	A	継続
	⑦地域における子育て支援の充実	B	継続
	⑧児童虐待防止・DV被害防止対策	A	継続
(5) 高齢者施策の推進	①高齢者の生きがい活動の充実	B	継続
	②総合事業の推進	B	継続
	③介護保険サービスの質の向上	A	継続
	④生活支援体制整備事業の推進	A	継続
(6) 障がい者施策の推進	①障がいがある子への支援	A	継続
	②障がい福祉サービスの充実	A	継続
	③コミュニケーションの確保	A	継続
(7) 生活困窮者、若者への支援	①青少年相談員活動の支援	B	継続
	②若者の社会参加への支援	A	継続
	③生活保護制度の適正な運用	A	継続
	④生活困窮者への自立支援	A	拡大
(8) 共生型サービス等の推進	①「地域共生社会」についての理解促進	C	継続
	②新たな共生型サービスの検討・創設	C	継続
	③地域福祉関連計画の推進と地域共生社会の実現に向けた施策の見直し検討	C	継続
	④包括的相談支援体制の構築	C	拡大

(3) 市民アンケート結果について

1 アンケートの概要

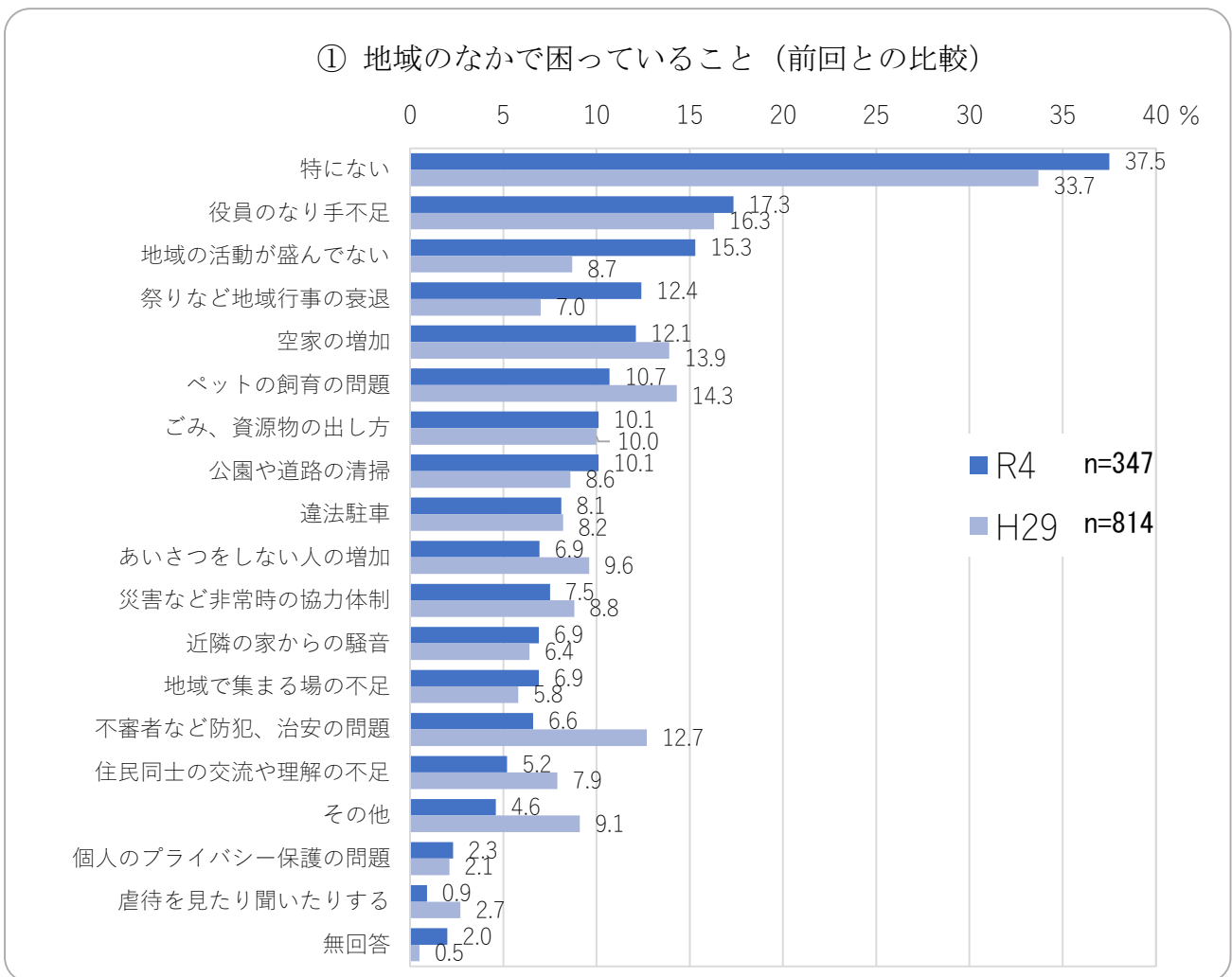
実施期間	令和4年7月8日から7月22日まで
対象者	市内に住民登録を有する18歳以上1,000名を抽出
回答数	347件（回収率：34.7%）

2 結果の概要（抜粋）

① 地域のなかで困っていることについて

地域のなかで困っていることについては、「特にない」が36.7%と最も多く、次いで「役員のなり手不足」、「地域の活動が盛んでない」となっています。

前回調査（平成29年）と比較すると、「地域の活動が盛んでない」、「祭りなど地域行事の衰退」が増加しており、一方で、「住民同士の交流や理解の不足」、「ペットの飼育の問題」、「不審者など防犯、治安の問題」、「空家の増加」については減少しています。

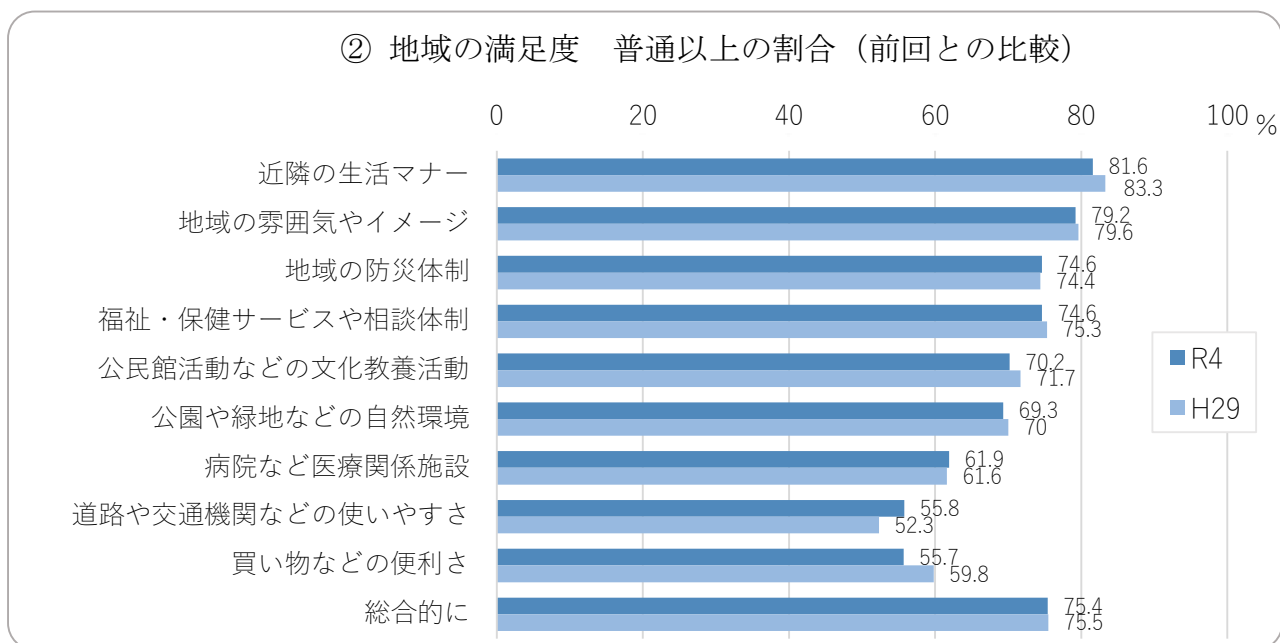
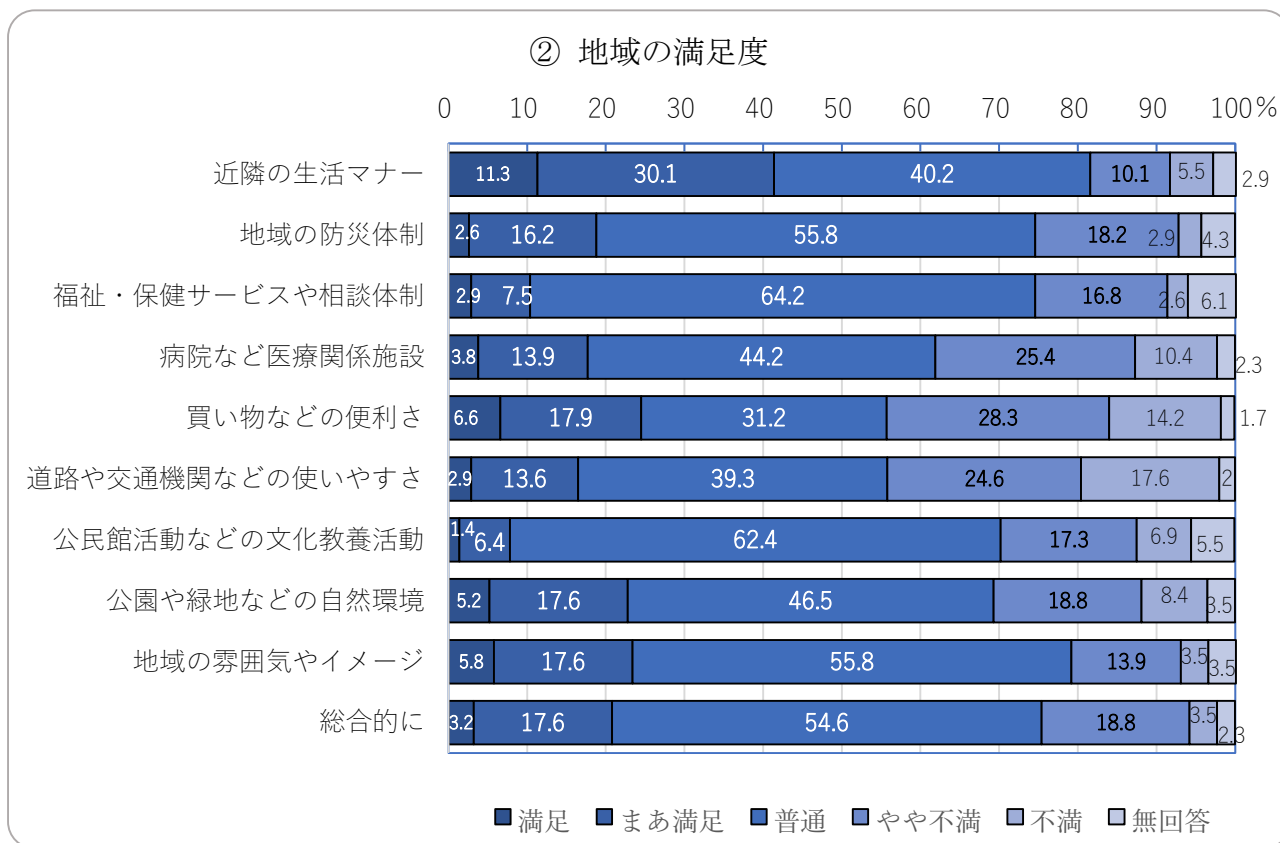


② 地域の満足度について

地域の満足度ことについては、すべての項目において「普通」が最も多くなっています。

満足の高い項目は、「近隣の生活マナー」であり、不満が多い項目は、「買い物などの便利さ」、「道路や交通機関の使いやすさ」、「病院など医療関係施設」の順となっています。

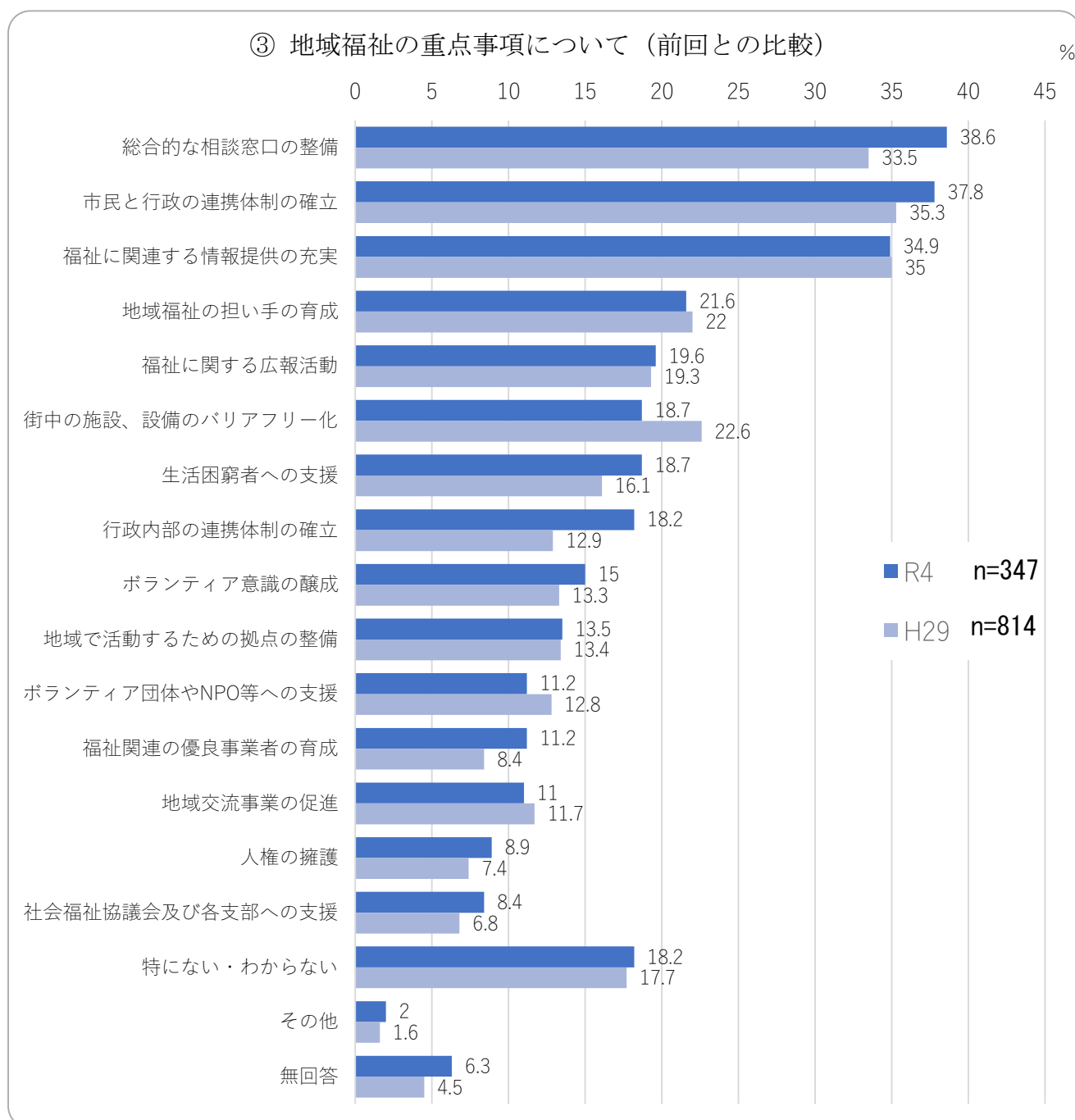
「満足」、「やや満足」、「普通」の合計の割合を前回と比較した場合、大きな変化はありません。



③ 地域福祉の重点事項について

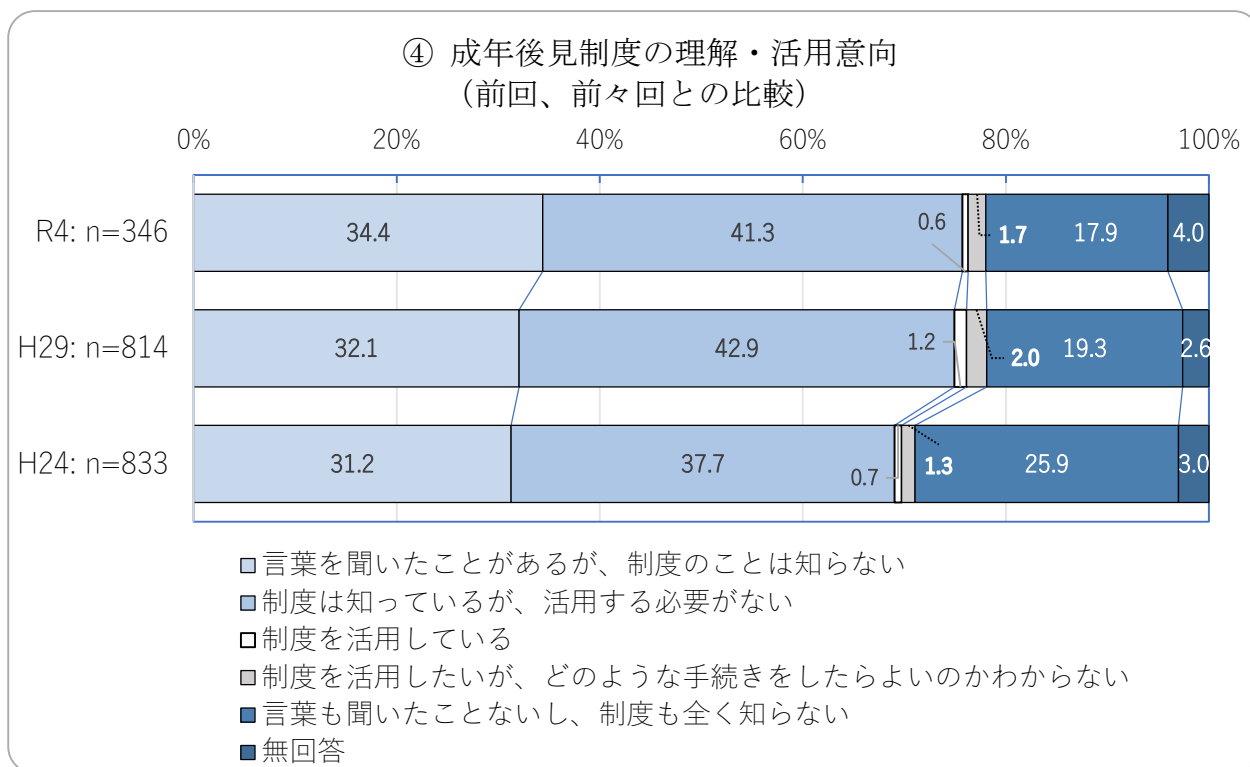
地域福祉を進めていくなかで、どのようなことに力を入れるべきと考えるかについては、「総合的な相談窓口の整備」が 38.6%と最も多く、次いで「市民と行政の連携体制の確立」が 37.8%、「福祉に関連する情報提供の充実」が 34.9%となっています。

前回調査と比較すると、「行政内部の連携体制の確立」や「総合的な相談窓口の整備」などの項目が前回より 5%以上増加していますが、「街中の施設、設備のバリアフリー化」や「ボランティア団体やNPO等への支援」、「地域交流事業の促進」については減少しています。



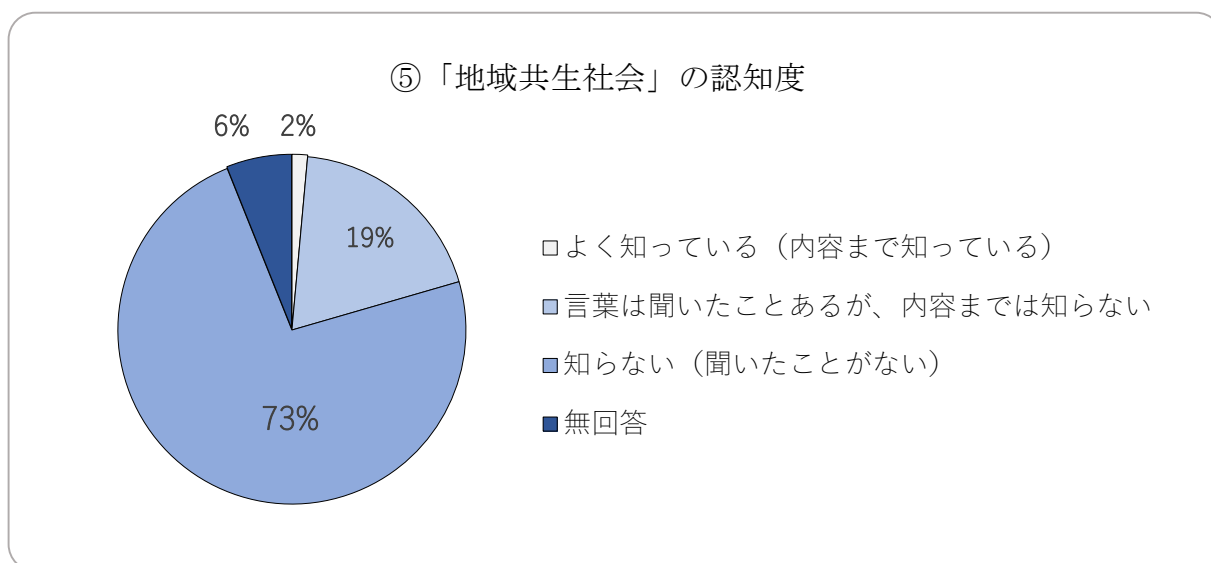
④ 成年後見制度の理解・活用意向について

成年後見制度の理解・活用意向については、「制度は知っているが活用する必要がない」が41.3%となっています。制度の認知度については5年、10年前と比較して増加していますが、活用している人や、手続き方法がわからないと回答している人は非常に少なくなっています。



⑤ 地域共生社会の認知度について

「地域共生社会」という言葉について「知らない（聞いたことがない）」が73.4%と回答しており、認知が広まっていません。



第2章 計画の見直し方針及び基本的な方向

第1節 見直し方針

(1) 計画策定時と比較した現状の確認

■計画に基づく施策の成果

①現行計画の進捗状況 今後の方針	・各課における事業進捗は概ね良好 ・事業の大半が継続する方針、縮小・廃止はない
②市民アンケート結果	・市民の満足度は前回と大きな変化はなく、課題は前回同様 ・市民は「市民と行政」、「行政内部」の連携体制を重要視 ・地域共生社会や成年後見制度など制度の認知度が低い



施策の大幅な見直しの必要性は低い

■法改正・社会情勢の変化

①社会福祉法の改正（令和2年6月公布）の対応 各市町村において包括的な支援体制の整備に向けた議論と取組を一層図るため、 <u>「重層的支援体制整備事業」の体制整備が地域福祉計画の記載事項に盛り込まれ、</u> 令和3年4月施行された。
②新型コロナウイルス感染症の流行 ・感染対策により多人数が集まる会議や交流などが制約・自粛され、活動に深刻な影響を受けており、今後の活動についても不透明な部分が多い。 ・社会情勢、経済状況の影響により、生活保護世帯・生活困窮者が増加しており、新たな支援制度が創設、実施されている。



法改正への対応、社会情勢の変化に即した施策の見直しが必要

(2) 見直し方針

上記から、以下の4項目を見直し方針として、各施策の見直しを行います。

■見直し方針

- (1) 基本目標、施策体系については変更しない
- (2) 社会福祉法の改正対応、社会情勢の変化を踏まえた施策の見直しを行う
- (3) 地域共生社会の実現に向けた取り組み、成年後見制度の普及促進を図る
- (4) 社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携した施策とする

第2節 計画の基本理念

本市の地域福祉をめぐる課題及びこれまでの地域福祉分野における取り組み、そして地域共生社会の考え方を基本的な視点として踏まえ、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

ふれあい 支えあい 助けあい が広がる
“あい” にあふれるまち
～ 踏み出す一歩が 地域をかえる ～

平成 28(2016)年 4 月に策定された「大網白里市第 5 次総合計画後期基本計画」においても、地域福祉の推進には、住民同士のつながりや連携による助けあいが重要であるとしており、住民や地域福祉関係機関など、あらゆる分野において連携と協働のなかで、地域の課題を解決できる仕組みを構築していくことが重要です。

基本理念には次の意味が込められています。

「ふれあい」・・・以前には、ごく当たり前のように盛んに行われていた近所づきあいや住民同士の交流を再び活発なものにする。

「支えあい」・・・すべての人にとって暮らしやすい地域社会を実現するため、行政や福祉関係者による各種福祉サービスの提供を含めた、公助共助のあらゆる取り組みを推進する。

「助けあい」・・・住民同士のつながりや連携、福祉関係団体の活動を通して、人と人がやさしい心で助けあえる地域社会の実現をめざす。

そして、「“あい” にあふれるまち」の“あい” は、3つの「あい」と「愛」をかけており、「ふれあい」「支えあい」「助けあい」に限らず、「認めあい」や「励ましあい」「出会い」「となりづきあい」「わきあいあい」など様々な形の“あい”の行動が、人と人を結ぶ架け橋として醸成しながら進化し、「愛」が育まれた地域社会を構築する原動力になるものと考えられることから、基本理念としました。

第3節 計画の基本目標

本計画では、3つの柱(基本目標)を基に、次の体系に沿って地域福祉の推進を図ります。

<基本目標1>

必要な人に必要とする支援が行き届く すべての人にやさしいまち

- サービスや支援を必要としている方が、適切な形で福祉サービスや支援を受けられるようにしていくためには、まずは、福祉に関する情報を把握することが必要です。地域福祉の情報を、きめ細やかに提供・発信できるよう努めるとともに、誰もが気軽に相談できる包括的な相談支援体制の構築に努めます。
- 地域福祉の出発点は、近所づきあいをはじめとする人と人とのつながりです。また、市民一人ひとりが、福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。地域福祉のさらなる推進に向けて、地域福祉に対する理解を醸成していくなかで、差別のない、互いに理解しあえるやさしいまちをめざします。

<基本目標2>

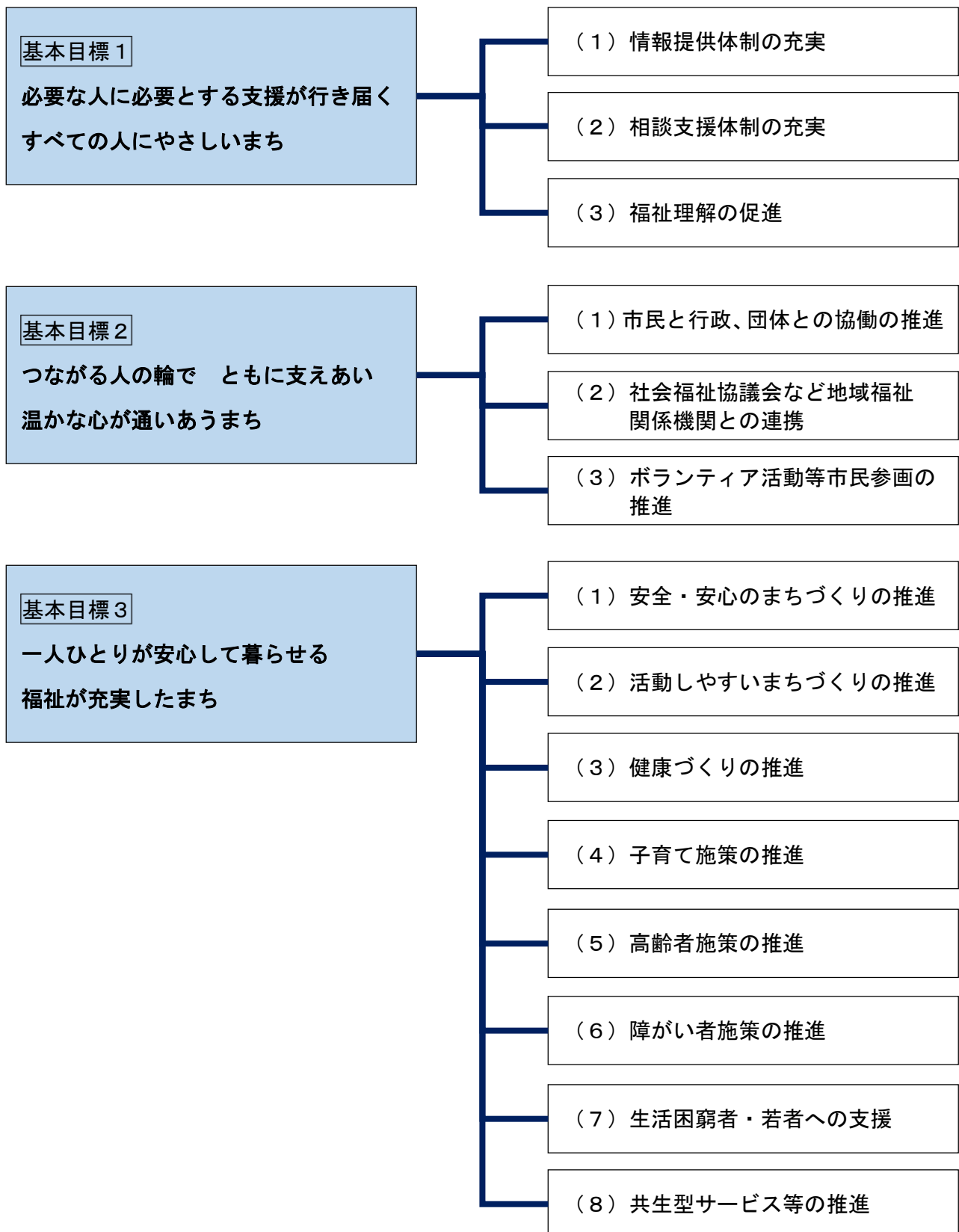
つながる人の輪で ともに支えあい 温かな心が通いあうまち

- 市民同士がつながりを深め、主体的な参加のもと、市民と行政、団体との協働やボランティア活動などを通して、共に支えあうことができる、よりよい地域づくりをめざします。
- 社会福祉協議会をはじめとする地域福祉の関係機関との協働・連携により、市民の手で行われる様々な地域活動やボランティア活動の活性化を図るとともに、将来の地域福祉の担い手となる人材の創出と育成に努めます。

<基本目標3>

一人ひとりが安心して暮らせる 福祉が充実したまち

- 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる地域社会づくりを進めるために、身近な生活環境が充実し、住みやすさが実感できる環境整備に努めます。
- 防災・防犯対策など地域の安全・安心を向上させていくとともに、一人ひとりが地域で活躍できる場の創出や活動しやすいまちづくりに努めます。
- 福祉関係諸制度によるサービスの整備・充実に取り組むとともに、福祉制度の狭間で各種サービスを十分に利用できない人にも適切な支援が届くよう提供体制の整備に努めます。



第4節 地域共生社会について

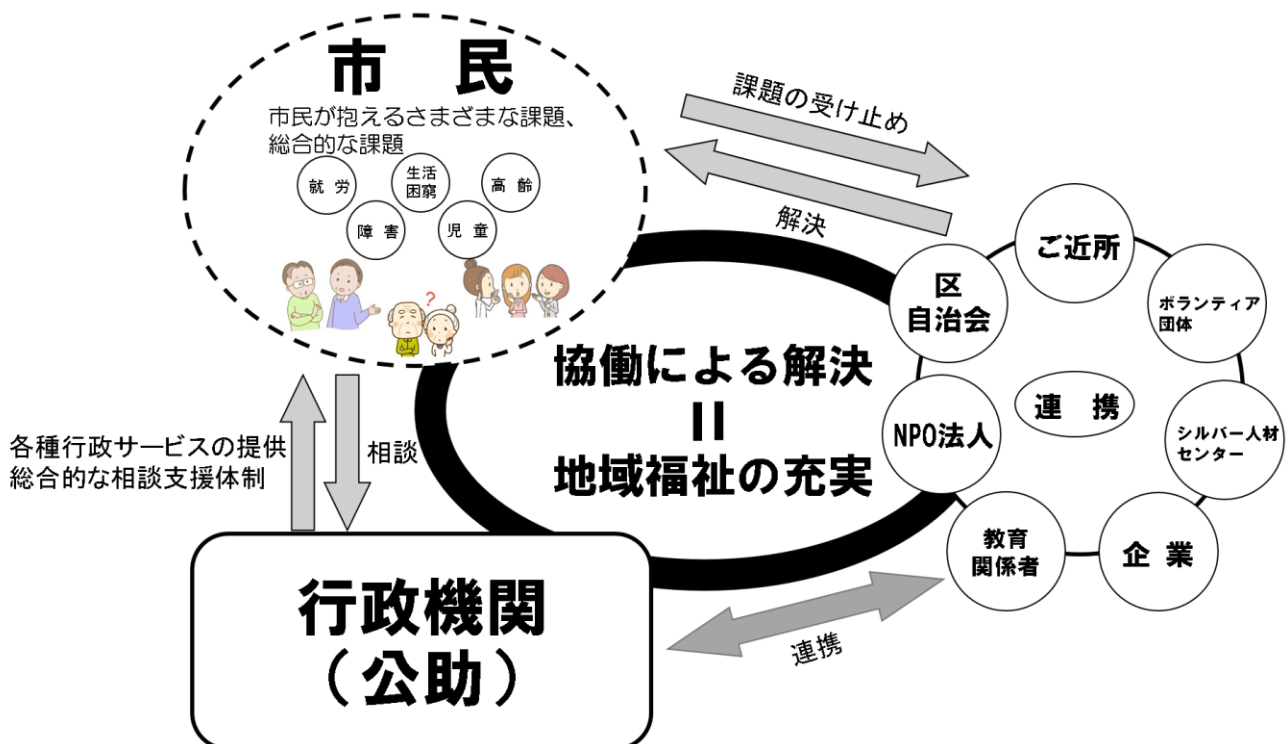
かつて地域では、相互扶助や家族同士の助けあいなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支えあいの機能が存在しました。しかし、社会の様々な変化により、地域や家庭の役割の一部を代替する必要性から、高齢者、障がい者、子どもなどの対象ごとに、社会保障制度の充実が図られ、人々の暮らしを支えてきました。

現在、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場での支えあいやつながりが弱まっています。また、人口減少により、地域社会では、経済活動の担い手の減少を招いており、耕作放棄地や、空き家、商店街の空き店舗など、様々な課題が顕在化しています。

地域社会の存続への危機感が高まるなか、社会保障や産業などの領域を超えて多様な主体がつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。さらに、対象者別に整備された公的サービスについても、様々な分野の課題が複雑化していることや、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援が必要となっています。

「地域共生社会」とは、このような社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野の『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係にとらわれず、市民はもちろん地域の様々な主体が地域づくりに参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすものです。

■「地域共生社会」のイメージ



第5節 重層的支援体制整備について

(1) 背景・必要性

地域住民が抱える課題が、複雑化・複合化（※）するなか、従来の支援体制（高齢者や子育てなど属性別の支援体制）では対応が困難となっている現状があります。

これらを踏まえ、市町村において、既存の支援体制の取り組みを活かしつつ、支援ニーズに対応するため、「高齢・障がい・子ども・生活困窮」の各制度の関連事業について属性・世代を問わない一体的な支援が必要となってきました。

※一つの世帯に複数の課題が存在している状態。

例：高齢の親とひきこもり子供の世帯「8050問題」

親の介護と子育てを同時に行う「ダブルケア問題」

大人が担うべき家事などを子どもが日常的に行っている「ヤングケアラー」など

(2) 地域福祉計画における位置づけ

令和3年4月に施行された社会福祉法の改正により、市町村において包括的な支援体制の整備に向けた議論と取組を一層図るため、「重層的支援体制整備事業」の体制整備が地域福祉計画の記載事項とされました。

○社会福祉法（抜粋）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画「市町村地域福祉計画」を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 **改正追加部分** 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項（重層的支援体制整備事業）

(3) 市の体制整備について

市民への対応が複数の課にまたがるような相談に対する分野横断的な事務体制の推進等、重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討を行っていきます。

※施策は、53 ページ 基本目標3（8）共生型サービス等の推進「重層的支援体制整備の検討」に位置付け

第3章 具体的な取り組み

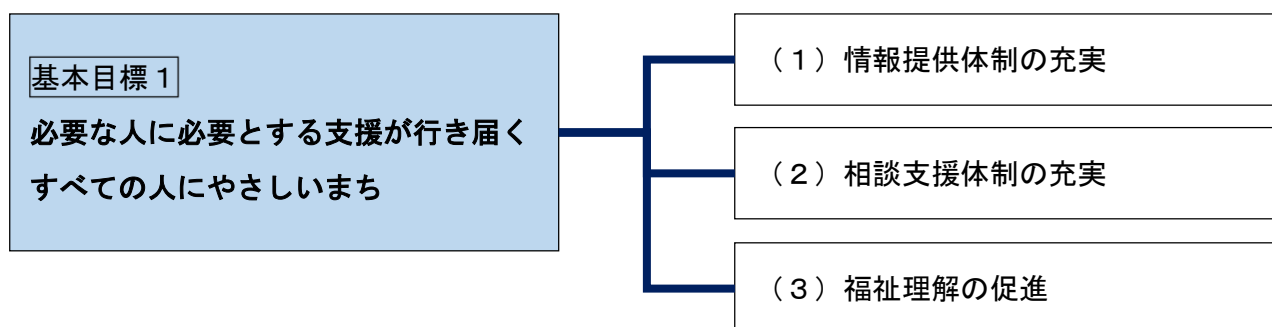
基本目標 1

必要な人に必要とする支援が行き届く すべての人にやさしいまち

◆ 基本目標の考え方

- サービスや支援を必要としている方が、適切な形で福祉サービスや支援を受けられるようにしていくためには、まずは、福祉に関する情報を把握することが必要です。地域福祉の情報を、きめ細やかに提供・発信できるよう努めるとともに、誰もが気軽に相談できる包括的な相談支援体制の構築に努めます。
- 地域福祉の出発点は、近所づきあいをはじめとする人と人とのつながりです。また、市民一人ひとりが、福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。地域福祉のさらなる推進に向けて、地域福祉に対する理解を醸成していくなかで、差別のない、互いに理解しあえるやさしいまちをめざします。

◆ 施策体系



(1) 情報提供体制の充実

【現状と課題】

- 地域福祉に関する情報の提供に努めていますが、支援が必要な世帯や個人へ情報が十分行き届いていないという実態があります。
- 地域福祉に携わる団体等の活動についても、市民の方への周知が行き届いていません。

【施策の方向】

- 年齢や障がいの有無等に関わらず支援を必要としている人がほしい情報を的確に得ることができるよう、市民一人ひとりの個人情報の適切な管理を踏まえた情報提供体制を充実するとともに、地域福祉活動の情報の更なる周知を推進します。

【主な取り組み】

<市民が取り組むこと>



- 市や関係団体等からの各種必要な情報を積極的に入手するよう努めましょう。

<地域や団体等が取り組むこと>



- 市民や地域に、活動の情報を積極的に提供するよう努めましょう。
- 行政、関係機関、団体間で情報交換、連携し、情報提供体制の構築に努めましょう。

<市が取り組むこと>



① 情報提供体制の充実	
<p>利用者の誰もが福祉関連情報をより簡単に取得できるよう、各種福祉制度・福祉サービスの内容をわかりやすく解説・掲載したハンドブックなどを適宜作成・発行するとともに、市の広報紙やホームページなどあらゆる広報媒体を活用し、福祉関連情報をきめ細かく提供する体制づくりに努めます。</p> <p>障がいの種類や程度にかかわらず、だれでも手軽に的確な情報が得られるよう、適切な情報提供手段の検討や情報・意思疎通の支援を行います。</p>	<p>所 管</p> <p>各課</p>
② 個人情報の保護と適切な管理・運用	
<p>個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報の適正な管理を行うとともに、マイナンバー制度に基づく特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう管理を徹底します。</p>	<p>所 管</p> <p>各課</p>
③ 地域福祉活動の周知	
<p>社会福祉協議会など地域福祉関係団体と連携を密に行い、団体による情報発信に併せ、市としても、広報紙やホームページをはじめ、各種広報媒体を通じて、地域福祉の活動を情報発信し、その周知に努めます。</p>	<p>所 管</p> <p>社会福祉課</p>

(2) 相談支援体制の充実

【現状と課題】

- 本市では各課において相談窓口を設けており、相談内容に応じ、関係機関・相談機関の相談などの連携を図っていますが、相談内容が多様化し多岐にわたるため、困った時にいつでも気軽に相談できるよう、適切な相談体制の構築が求められています。

【施策の方向】

- 庁内関係部署をはじめ、区や自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会など、既存の地域福祉関係者の連携を進め、さまざまな生活課題について、市民がいつでも気軽に相談でき、適切な支援が受けられるよう、地域全体で市民生活を支える仕組みづくりを進めます。
- 支援が必要であるにもかかわらず、自らが相談や支援を求めることが困難な方に対して、支援者側から訪問や声掛け等を積極的に働きかけます。

【主な取り組み】

<市民が取り組むこと>



- 困ったときは、ひとりで悩まず、さまざまな相談機関を活用しましょう。
- 困っている人がいたら、適切な相談機関を紹介してあげましょう。

<地域や団体等が取り組むこと>



- 各種制度等について最新の情報収集に努めながら、相談体制の充実を図りましょう。
- 相談を受け付けた場合、適切な対応を図るとともに、対応が困難なケースは、他の機関へ連絡し、連携を図るよう努めましょう。

<市が取り組むこと>



<p>① 相談機関の連携及び適切な相談体制の確保</p>	<p>所 管</p>
<p>庁内関係部署、社会福祉協議会、関係団体、サービス提供事業者等の間の情報交換・連携を一層進め、コーディネート機能を強化し、利用者の立場に立った相談体制の質的向上を図ります。</p> <p>併せて、定例的な会議を開くなど情報共有に努め、より一層の連携を図り、適切な相談体制の確保に努めます。</p>	<p>各課</p>
<p>② 各相談機関の周知</p>	<p>所 管</p>
<p>庁内の各相談窓口に加え、福祉の総合相談窓口を24時間365日体制で行っている中核地域生活支援センターを含め、各種相談機関の窓口の周知に努めます。</p> <p>令和4年4月に3市3町（東金市・山武市・大網白里市・九十九里町・芝山町・横芝光町）で共同設置した「基幹相談支援センター」において、障がい者やその家族への支援を行うとともに既存機関との連携を強化します。</p>	<p>各課</p>
<p>③ 包括的相談支援体制の構築</p>	<p>所 管</p>
<p>個々の状況に応じて、必要な支援を的確かつ包括的に支援する地域包括ケアシステムの機能強化を進めるとともに、高齢者のみならず、障がい者や子育て世代も含め、生活上の困難を抱える方を幅広く対象とする包括的な支援体制の構築に努めます。</p> <p>また、自ら相談や支援を求めることが困難な方に対して、支援者側から支援を差しよべるアウトリーチ型支援、伴奏型支援の体制づくりについて関係機関や地域の協力のもと進めてまいります。</p>	<p>社会福祉課 子育て支援課 高齢者支援課 健康増進課</p>

(3) 福祉理解の促進

【現状と課題】

- 地域福祉を推進するためには、まずは市民が福祉についての理解を深めることが大切です。地域における人間関係の希薄化が徐々に進んでいるなか、市民一人ひとりが福祉に理解を持ち、普段から支えあうことのできる環境を作ることが重要です。
- 福祉において、誰もが互いに理解し尊重することが不可欠です。認知症高齢者や障がい者など社会的弱者への理解を広げるとともに、その権利擁護を図る必要があります。

【施策の方向】

- 子どもの頃から福祉教育を進めるとともに、関係機関と連携し、障がいや認知症高齢者の理解を含めた心のバリアフリーの推進に努めます。
- 誰もが尊厳のある暮らしが保障されるよう、あらゆる差別や、高齢者虐待等の解消のため、権利擁護の推進に努めます。

【主な取り組み】

<市民が取り組むこと>



- 地域の人たちとあいさつを交わし、地域のつながりを深めましょう。
- 認知症や障がいについて正しい理解に努めましょう。
- 地域行事等に積極的に参加しましょう。

<地域や団体等が取り組むこと>



- ひとり暮らし高齢者や障がい者、育児・子育て家庭が地域から孤立しないよう、思いやりをもって、日頃からの交流・支援に努めましょう。
- 地域福祉の理解や生活課題の解決につながる講座や講習を充実しましょう。
- 市や関係機関等と連携し、高齢者や障がい者、子どもの権利侵害の防止に努めましょう。

<市が取り組むこと>



① 福祉教育の推進	
市民が障がい者を正しく理解し、障がいの有無に関わらずお互いを尊重しあう意識を持てるよう、学校教育や社会教育を通じた学習機会の提供や知識の普及に努めます。	所 管 管理課 生涯学習課
② あらゆる差別の解消	
障害者差別解消法の趣旨について周知し、誰もが地域活動に参加でき、生活しやすいまちづくりに取り組みます。	所 管 社会福祉課
③ 人権についての啓発促進	
人権擁護委員や関係機関と連携し、子どもや高齢者、障がい者の人権問題に関する啓発活動を進めます。	所 管 地域づくり課
④ 認知症の理解促進	
地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会や関係機関、市民等が連携して認知症サポーター養成講座を実施し、特に若年層へ認知症についての理解を深め、認知症高齢者を社会全体で温かく見守る取り組みを推進します。	所 管 高齢者支援課
⑤ 成年後見制度の利用促進【新規】	
成年後見制度利用促進基本計画を策定し、制度の利用促進を図ります。 また、関係機関と連携した申立相談支援や市民後見人の養成、導入について検討します。	所 管 社会福祉課 高齢者支援課

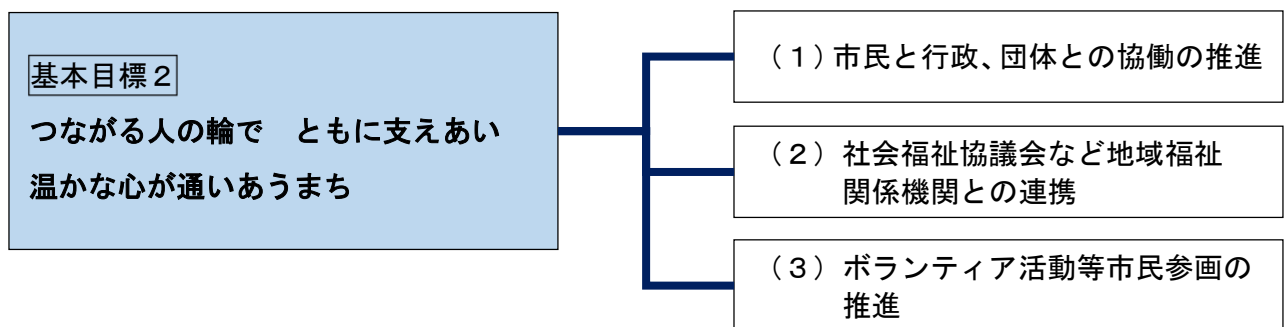
基本目標 2

つながる人の輪で ともに支えあい 温かな心が通いあうまち

◆ 基本目標の考え方

- 市民同士がつながりを深め、主体的な参加のもと、市民と行政、団体との協働やボランティア活動などを通して、ともに支えあうことができる、よりよい地域づくりをめざします。
- 社会福祉協議会をはじめとする地域福祉の関係機関との協働・連携により、市民の手で行われる様々な地域活動やボランティア活動の活性化を図るとともに、将来の地域福祉の担い手となる人材の創出と育成に努めます。

◆ 施策体系



(1) 市民と行政、団体との協働の推進

【現状と課題】

- 市民が主体となった地域福祉を推進するためには、日頃から市民の生活課題やニーズを把握し、福祉行政に反映することが必要です。そのためにも、市民と行政、団体の円滑な意思疎通を図るため、情報・意見交換の機会を場を確保することが求められています。

【施策の方向】

- 市民と行政との協働・連携体制の充実に向けて、情報共有・意見交換の機会を確保し、市民が活動しやすい環境の整備を図るとともに、地域の活動への市民参画を支援します。

【主な取り組み】

<市民が取り組むこと>



- 地域の活動や市との協働事業に積極的に参加しましょう。

<地域や団体等が取り組むこと>



- 市民との協働による地域福祉活動を推進しましょう。
- 情報交換・連携に努めましょう。

<市が取り組むこと>



① 市民意見の反映	
各種の行政計画の策定において、市民の意識を把握するためのアンケート調査、策定会議等への市民参画やパブリックコメントの実施により、市民の意見の反映に努めます。	所 管 各課
② 市の施策、事業の理解促進	
市の施策や事業について、職員が地域に出向いて説明を行う出前講座の充実を図ります。	所 管 地域づくり課
③ 広聴活動の充実	
「市長への手紙」など、引き続き市民からの要望やニーズを把握し、市政への反映に努めます。	所 管 秘書広報課
④ 市民と行政の協働事業の推進	
住民協働事業の提案増加に向けて事業の周知に取り組み、市民・市民活動団体、事業者、大学、行政などのあらゆる主体が協働で行う事業の充実を図ります。	所 管 地域づくり課
⑤ 市民活動支援センターの活用	
市民活動団体やボランティア活動に関心のある方などに対し、市民活動に関する様々な情報の提供及び活動方法の助言などの支援を行います。	所 管 地域づくり課

(2) 社会福祉協議会など地域福祉関係機関との連携

【現状と課題】

- 社会福祉協議会などの地域福祉関係機関は、日頃から地域の生活課題やニーズを把握しながら、多様な福祉活動を展開しています。今後、更に地域福祉が進展したまちづくりを実現していくためには、社会福祉協議会、民生委員児童委員、区・自治会、NPOなど、市内のあらゆる活動主体がそれぞれの役割を果たしつつ、目的に応じて協働・連携して取り組むことが重要です。
- 地域福祉に関する情報の周知と併せ、組織間の情報共有を充実させるためにも、地域福祉関係機関への支援を含めた連携の強化が必要です。

【施策の方向】

- 市民主体の地域福祉の推進に向けて、市と社会福祉協議会がそれぞれの役割分担のもと、連携の強化を図ります。
- 地域福祉関係機関の活動の周知や支援などを行い、連携の強化を図ります。

【主な取り組み】

<市民が取り組むこと>



- 社会福祉協議会など地域で活動する団体のことに興味を持ちましょう。
- 社会福祉協議会やその他地域の活動、行事等に積極的に参加しましょう。

<地域や団体等が取り組むこと>



- 他の地域福祉関係機関や市との情報交換、連携に努め、活動成果の共有を図るなど地域福祉の推進組織として、地域に根ざした活動に取り組みましょう。

<市が取り組むこと>



① 社会福祉協議会との連携	
<p>社会福祉協議会が、活発で有意義な地域福祉活動を展開できるよう、財政的な支援を継続して行うとともに、緊密な連携のもと、市民主体による地域の実情に沿った地域ぐるみの地域福祉活動の展開を図ります。</p> <p>また、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とは、理念、基本目標、施策体系を共有したうえで、相互に連携を強化しながら、その着実な実践をめざします。</p>	<p>所 管</p> <p>社会福祉課</p>
② 民生委員児童委員の活動の支援	
<p>関係機関等と連携し、民生委員児童委員へのさまざまな情報提供、地域福祉等に係る学習機会の提供、委員同士との交流機会の確保など、民生委員児童委員の活動支援の強化を図ります。</p>	<p>所 管</p> <p>社会福祉課</p>
③ 区・自治会等の活動への支援	
<p>必要に応じて、自主防災組織の結成など組織体制や運営に関する助言等を行うとともに、新たに転入された方々に対して、区・自治会等の活動についての情報提供を行い、加入促進を図ります。</p>	<p>所 管</p> <p>安全対策課 地域づくり課</p>
④ 地域における各種団体の活動への支援と連携	
<p>地域で活動する団体の支援を図るとともに、各団体間との連携を推進します。</p>	<p>所 管</p> <p>各課</p>

(3) ボランティア活動等市民参画の推進

【現状と課題】

- 本市でも、さまざまな分野でのボランティア活動が行われ、地域福祉の充実に貢献しています。しかし、興味はあっても、きっかけがなくて参加できない、どのような活動が行われているのかわからないといった人も少なくありません。このため、活動に参加しやすい機会の創出など推進体制づくりが必要です。
- ボランティア活動の担い手が高齢化により不足しており、ボランティア団体の支援と共に、ボランティア活動を支える人材の確保と育成が急がれます。

【施策の方向】

- 市の広報紙やホームページなどで、ボランティア活動に関する情報提供を行い、地域のボランティア活動の周知と市民の参加促進を図ります。
- ボランティア活動等の担い手となる福祉人材の確保と育成に努めます。

【主な取り組み】

<市民が取り組むこと>



- ボランティア活動について興味を持ち、活動について理解しましょう。
- 持っている様々な知識や技能、資格等を生かして、地域の活動に参加しましょう。
- ボランティア活動について地域の人たちへ広めましょう。

<地域や団体等が取り組むこと>



- 各団体の活動について情報発信に努めましょう。
- 後継者や中核となる人材等の育成に中長期的に取り組む、負担が特定の個人へ集中しにくい組織運営の改善に取り組みましょう。
- 企業に勤めている方も地域の一員として、できる範囲で地域活動に参加しましょう。

<市が取り組むこと>



① ボランティア活動の把握及び周知	
<p>庁内関係部署、社会福祉協議会が連携し、市内のボランティア活動の把握、相談、情報提供の一元化と周知のために市民が活動の情報を得やすい広報等の工夫に努めます。</p>	<p>所 管</p> <p>地域づくり課 社会福祉課</p>
② ボランティア活動機会の充実	
<p>社会福祉協議会や福祉ボランティア団体等と連携してボランティア活動や団体に関する情報を収集し、市民に提供します。</p> <p>また、ボランティア活動の体験機会を確保し、活動への参加促進を図ります。</p>	<p>所 管</p> <p>地域づくり課 社会福祉課 生涯学習課</p>
③ 福祉人材の育成	
<p>社会福祉協議会をはじめとした福祉関係団体が主催する人材育成の事業について、市民への周知や運営協力などの協働した取り組みを通して、効果的に人材育成が進むよう支援します。</p> <p>また、市内の民間企業等の事業所との連携を図り、高齢者の見守りなど、企業活動のなかで実施可能な地域福祉活動への取り組みの協力について働きかけを行います。</p>	<p>所 管</p> <p>社会福祉課 商工観光課</p>
④ NPO活動の支援	
<p>市内のNPO活動の実態把握に努めるとともに、NPOについて地域福祉を担う貴重な地域活動団体として位置づけ、必要な支援策を検討します。</p>	<p>所 管</p> <p>地域づくり課</p>

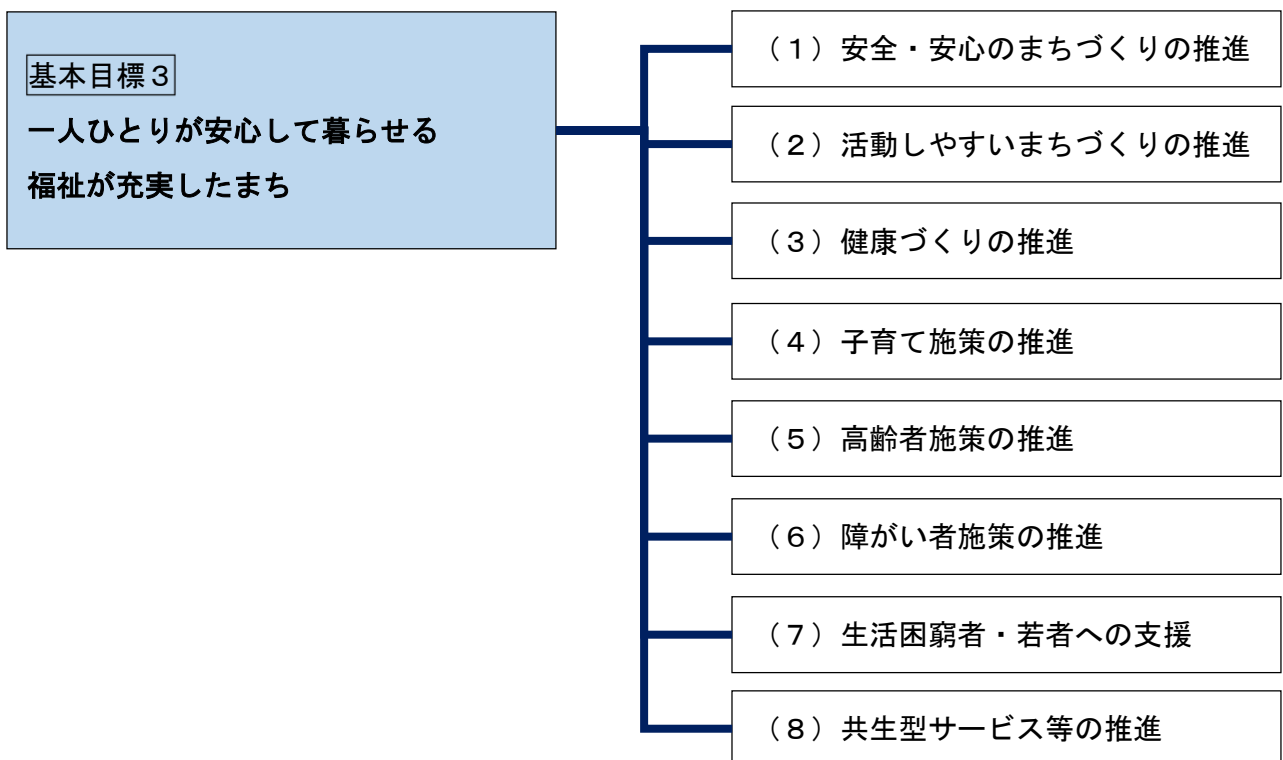
基本目標 3

一人ひとりが安心して暮らせる 福祉が充実したまち

◆ 基本目標の考え方

- 住みよい地域社会づくりを進めるために、身近な生活環境が充実し、住みやすさが実感できる環境整備に努めます。
- 防災・防犯対策など地域の安全・安心を向上させていくとともに、一人ひとりが地域で活躍できる場の創出や活動しやすいまちづくりに努めます。
- 福祉関係諸制度によるサービスの整備・充実に取り組むとともに、福祉制度の狭間で各種サービスを十分に利用できない人にも適切な支援が届くよう提供体制の整備に努めます。

◆ 施策体系



(1) 安全・安心のまちづくりの推進

【現状と課題】

- 市では、地域防災計画並びに各種マニュアルを定め、災害発生時の応急対応や復旧対策の体制構築に努めています。特に、津波対策については、津波避難計画及び津波避難施設整備計画に基づき、津波避難路や避難施設の整備を進めています。しかし、これら市や関係機関による取り組みだけでは、災害対策は十分ではありません。自主防災組織や社会福祉協議会の災害ボランティア等、市民レベルによる助けあいの精神のもとで関係者が連携しながら、災害への準備を行い、日頃から避難行動要支援者の把握や避難訓練等を行うなかで、地域をあげて、いつ起こるかわからない災害に備える体制を市域全体で構築していくことが重要となります。
- 市内の各地域では、地域の安全を守ろうと、防犯組合や自主防犯組織が自主的にパトロール等の啓発活動をしています。今後の防犯対策を充実させるためには、より一層の地域住民の連携と参画が必要になっています。

【施策の方向】

- 市や関係機関、区・自治会の自主防災組織や社会福祉協議会の災害ボランティア等が連携し、避難行動要支援者の把握や避難訓練等で、地域の防災意識の向上と避難体制の充実に努めます。
- 防犯組合や自主防犯組織及び関係機関等と連携しながら、地域住民の協力のもと、防犯対策の充実を図ります。

【主な取り組み】

<市民が取り組むこと>



- 近所のつきあい、地域内の交流の場などを通じ、地域に住む避難行動要支援者への支援に協力しましょう。
- 日頃の生活のなかで、地域の人への声かけ、子どもたちへの見守り、さまざまな機会を通じて地域の安全に関心を持ち、地域ぐるみで安全安心の維持向上に努めましょう。

<地域や団体等が取り組むこと>



- 自主防災組織がない地区は、早期の設立をめざすとともに、避難訓練にも積極的に参加し、地域ぐるみで日頃から災害への備えをしておきましょう。
- 消防団と連携をし、消防団員の確保に協力しましょう。
- 民間の事業所等は、市との災害時の応援協定の締結など、災害時の連携・協力を努めましょう。
- 市や関係機関と連携し、地域の防犯体制の充実に協力しましょう。
- 不審者に関する情報提供に努めましょう。

<市が取り組むこと>



① 避難行動要支援者の把握と避難体制の確立	
介護保険の要介護認定者、障害者手帳所持者、ひとり暮らし高齢者など、避難行動要支援者の的確な把握に努め、個人情報の適切な管理を前提に、民生委員児童委員、区・自治会、自主防災組織に情報提供するとともに、民間施設と連携し、福祉避難所機能を向上させ、避難行動要支援者の避難体制の確立に努めます。	所 管 安全対策課 社会福祉課 高齢者支援課
② 防災意識の啓発	
防災に対する理解や普段からの備え等について、市の広報紙等で啓発するとともに、区・自治会、関係機関等と連携し、防災訓練を実施するなど、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図ります。	所 管 安全対策課 社会福祉課
③ 防犯対策の充実	
地域の防犯力の向上を目指し、防犯組合や自主防犯組織と連携するとともにその活動を支援し、防犯パトロールや広報・啓発活動を通じて、市民の防犯意識の高揚を図ります。 児童や生徒をはじめ、市民の生活の安全確保に向けてPTA、社会福祉協議会、地域等と連携した見守り活動や、啓発活動を促進するとともに、防犯灯などの整備にも努めます。	所 管 安全対策課 管理課

④ 再犯防止の推進【新規】	
<p>犯罪や非行を犯した方への自立に向けた更生保護の取り組みを支援し、再犯防止に努めます。</p> <p>保護司会や更生保護女性会と協力して「社会を明るくする運動」を実施し、犯罪のない地域社会へ向けた啓発活動を行います。</p>	<p>所 管</p> <p>社会福祉課</p>

(2) 活動しやすいまちづくりの推進

【現状と課題】

- 地域のつながりを大切にし、趣味や地域活動などに取り組むことは、人生を豊かにする上でとても重要です。本市では、趣味や軽スポーツ、健康相談などの活動の場を提供するなど、さまざまな事業を展開していますが、生活スタイルや意識などが多様化する中、地域のニーズを的確に捉えながら事業を展開していくことが必要です。
- 障がいや高齢で身体機能が低下しても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、道路の段差解消をはじめ、公共施設等が利用しやすいよう整備されていくことが必要です。

【施策の方向】

- 高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、学習、趣味、仕事、交流などさまざまな活動の機会確保を推進・支援します。
- 障がい者や高齢者など、誰もが安心して地域で活動できるよう、施設・設備等のバリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりを図ります。
- 高齢者や障がい者など一人では外出するのが困難な人が、必要な支援を得て自分の意思で外出できるよう、公共交通機関等の利便性向上を促進するとともに、市としての支援策を検討します。

【主な取り組み】

<市民が取り組むこと>



- 市や社会福祉協議会等によるさまざまな事業へ積極的に参加しましょう。
- ボランティア、NPOなど地域の活動へ積極的に参加しましょう。
- 空家や商店の空き店舗など民間施設の有効活用に協力しましょう。

<地域や団体等が取り組むこと>



- 市や他の団体等と連携し、ふれあいいいききサロンなど、市民の交流活動の促進に取り組みましょう。
- 行政等と連携し、地域のバリアフリー情報の収集・提供に協力するとともに、管理施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザインに努めましょう。

<市が取り組むこと>



① 地域活動の場づくり	
<p>市民同士の交流や地域福祉の活動拠点として、公民館やふれあいセンターなどの各施設の活用を促進します。</p> <p>各種講座の開催など生涯学習の機会を提供します。</p> <p>また、スポーツ教室やレクリエーション活動、各種イベントなどを含めた、さまざまな活動機会を提供します。世代の異なる団体等の交流を促し、地域のつながりを強化するとともに、郷土芸能など地域文化についても、次世代への継承を促進します。</p>	<p>所 管</p> <p>社会福祉課 高齢者支援課 農業振興課 生涯学習課</p>
② 施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザインによる整備の促進	
<p>多くの人たちが利用する施設等において、バリアフリー・ユニバーサルデザインの導入を推進し、すべての人にやさしい施設利用環境の実現をめざします。</p> <p>併せて、公共施設等のバリアフリー化の実施状況がわかるよう、関係機関、地域の方と連携し、ちばバリアフリーマップへの最新情報の提供に努めます。</p>	<p>所 管</p> <p>財政課 社会福祉課 都市整備課 生涯学習課</p>
③ 公共交通の利便性向上	
<p>鉄道やバス等の公共交通について、事業者や関係機関と協議を重ねながら、市民ニーズや地域の実情を踏まえた施設整備やダイヤ改正等を要望するなど、利用者の利便性の向上に努めます。</p>	<p>所 管</p> <p>企画政策課</p>
④ 外出支援の充実	
<p>事業者や関係機関等と連携し、高齢者や障がい者の外出支援に関する周知と利用の促進を図ります。</p>	<p>所 管</p> <p>企画政策課 社会福祉課 高齢者支援課</p>

(3) 健康づくりの推進

【現状と課題】

- 健康でいきいきとした暮らしを送るためには、一人ひとりが、日頃から、食事や運動など、正しい生活習慣の実践を行い、自主的な健康づくりへの取り組みをしていくことが重要です。
- 各種がん検診等の受診率が伸び悩んでいることから、市民への情報発信や受診勧奨の促進を図るとともに、保健指導の体制強化にも取り組むことが必要です。
- 市内には国保大綱病院をはじめ各医療機関、山武地域市町共同による救急医療体制、休日や夜間の医療体制等が整備されています。市民が安心できる地域医療体制をつくるためには、各医療機関が連携し医療体制の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

- いきいきとした毎日の暮らしと疾病の予防をめざし、生活習慣の改善や健診、保健指導等を通じ、市民の自主的な健康づくりを支援します。
- 安心できる地域の医療体制について市民自身が考え、行政、関係機関など地域ぐるみで地域医療体制の充実を図ります。

【主な取り組み】

<市民が取り組むこと>



- 自分の健康や生活習慣に関心を持ち、バランスのよい食事や日常的な運動を継続し、自主的な健康づくりに取り組みましょう。
- 定期的に健康診断やがん検診を受け、疾病の早期発見、早期治療に努めましょう。
- 身近な地域で健康や疾病について相談できる、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局等を持つよう努めましょう。
- 救急車の適正利用に努めましょう。

<地域や団体等が取り組むこと>



- 行政等と連携し、市民の健康づくりを支援しましょう。
- 行政等と連携し、救急医療体制等への協力を努めましょう。
- かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及を促進しましょう。
- 救急車の適切な利用を呼びかけましょう。

<市が取り組むこと>



① 学校教育における飲酒、喫煙、薬物対策の推進	
<p>全ての学校において、薬物乱用防止教室を開催します。</p> <p>また、飲酒や喫煙についても、保健体育の授業で取り扱うとともに、学校だよりや学級懇談会等で家庭へ啓発していきます。</p>	<p>所 管</p> <p>管理課</p>
② 食育の推進	
<p>保育所、幼稚園、小・中学校において食生活改善会員や関係機関と連携し、食育活動を推進します。</p> <p>地元農家等が生産する農水産物を学校給食の食材として採用し地産地消を推進します。また、農業体験の場を充実し、農業及び食への理解向上に努めます。</p>	<p>所 管</p> <p>子育て支援課 健康増進課 農業振興課 管理課</p>
③ 地域医療体制の充実	
<p>国保大網病院、市内医療機関及び広域的な病院・診療所間などの機能分担と連携を促進します。</p> <p>また、夜間急病診療所、休日当番医について、広報紙やホームページへの掲載等により、市民が円滑に利用できるよう周知に努めます。</p>	<p>所 管</p> <p>健康増進課 大網病院</p>

④ 救急医療体制の充実と適正利用の促進	
<p>関係機関等との連携やポスターの掲示等により、救急車の適正利用の啓発に努めます。</p> <p>山武郡市内医療機関による2次輪番体制、山武郡市急病診療所の円滑な運営を通して、救急医療体制の充実促進を図ります。</p>	<p>所 管</p> <p>健康増進課 大網病院</p>
⑤ がん検診等の充実	
<p>胃がん検診について、胃内視鏡検査の普及・啓発により受診者の増加を図り、胃がんの早期発見・治療を促進します。</p> <p>他のがん検診は、新規受診者や若い年齢層の受診者の増加を図れるよう努めます。</p>	<p>所 管</p> <p>健康増進課</p>
⑥ 特定健診・特定保健指導の実施	
<p>個別通知や、他の検診との同日実施など、受診者の視点に立った健診の実施を工夫し、受診率の向上を図ります。</p>	<p>所 管</p> <p>市民課 健康増進課</p>
⑦ かかりつけ医等の普及	
<p>関係機関の協力のもと、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局についての啓発を促進します。</p>	<p>所 管</p> <p>健康増進課</p>
⑧ 生活習慣病の予防・重症化予防	
<p>がん、心臓病、脳血管疾患、糖尿病、高血圧などの生活習慣病の予防や早期発見、早期対応を促進するために、健康に関する正しい知識の普及・啓発、健康意識の向上を図ります。</p> <p>また、糖尿病による合併症や重症化予防の取り組みを強化します。</p>	<p>所 管</p> <p>健康増進課</p>
⑨ 感染症の予防・拡大防止【新規】	
<p>感染症の流行に関する情報を提供し、感染予防の啓発や感染拡大防止に努めます。</p>	<p>所 管</p> <p>健康増進課</p>

(4) 子育て施策の推進

【現状と課題】

- 子育て支援は、家庭のみならず、地域や保育・教育施設等での多様なサービスが求められており、少子化が進行しているなかでは、重要な政策となっています。乳幼児から青年期まで成長段階に応じて、心の健康づくりを含めた適切な子育て知識の普及とともに、子育て支援策の充実が求められています。
- 妊娠から出産、子育てについて、一人で不安や悩みを抱え、孤立が原因でDVや児童虐待につながってしまう危険性があります。日常の暮らしのなかでの地域や隣近所の支えあいや、相談支援体制の充実、保護者同士の交流など、不安や悩みを解消し、孤立しない環境づくりが必要です。

【施策の方向】

- 幼児教育・保育サービスや子どもの居場所づくりを充実することで、子どもの健全な育成を図ります。
- 子育て支援センターやファミリー・サポート・センター等の子育て支援体制を充実し、子育て家庭の孤立化の防止に努めます。
- 婦人相談員や子ども家庭支援員を配置し、児童虐待やDVの防止に努めます。

【主な取り組み】

<市民が取り組むこと>



- 地域に住む子どもたちが安全に外遊びなどできるよう、見守りに努めましょう。
- 子どもとのふれあい方、子育て、子どもの健康に関する知識を身に付けるよう努めましょう。

<地域や団体等が取り組むこと>



- 育児・子育て家庭が地域から孤立しないよう、日頃からの交流・支援に努めましょう。
- 子育てと就労のワーク・ライフ・バランスに留意した団体運営・経営に努めましょう。

<市が取り組むこと>

① 乳幼児の健康増進	
乳幼児健診や定期予防接種など、乳幼児の保健事業を的確に実施し、乳幼児の健康づくりを進めます。	所 管 健康増進課
② 幼児教育・保育サービスの充実	
幼児教育・保育を必要とする方に、必要なサービスを提供できるよう、運営体制の整備に努めます。また、地域の実情に応じた幼稚園と保育所のあり方を検討していきます。	所 管 子育て支援課 管理課
③ 交流機会の充実	
子どもたちが地域のなかで多様な人たちと交流する機会が増えるよう、各種イベント等の開催を支援します。関係機関と連携し、学区の幼稚園や保育所に通う未就学児を小学校に招き、校内を案内する取り組みを継続していきます。 また、小学校高学年及び中学生についても、職場体験学習などの機会を通して、より多くの児童生徒が幼児とふれあえる場を設定します。	所 管 管理課 生涯学習課
④ 子どもの居場所づくり	
児童館や放課後子ども教室、学童保育室の充実をはじめ、休日・放課後における子どもの居場所づくり・遊び場づくりの確保を支援するとともに、指導員の指導力向上を図ります。 また、保護者のニーズや視点に立った内容の充実を図ります。	所 管 子育て支援課 生涯学習課
⑤ 家庭教育の推進	
家庭教育はすべての教育の出発点といわれ、子どもたちが社会の基本的倫理観や社会的マナー等を身に付ける上で重要な役割を担っています。 市内の幼稚園・小学校・中学校の家庭教育学級において保護者を対象とした研修会等の活動を支援し、家庭・地域・学校との連携を図り、家庭での教育力の向上に努めます。	所 管 生涯学習課

⑥ 学校保健の充実	
<p>小・中学校における健康診断や体力テストなどを実施し、子どもたちの健康・体力の増進を推進します。</p> <p>また、性に関する正しい認識・知識の普及や心の健康に関する教育の充実を含めた総合的な保健の充実に努めます。</p> <p>小・中学校及び関係機関と情報交換しながら、児童・生徒の不登校やいじめ問題に関する適切な対策を講じます。</p> <p>また、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員を引き続き配置し、生徒が抱える心の悩みや問題等の早期発見、早期対応を図ります。</p>	<p>所 管</p> <p>管理課</p>
⑦ 地域における子育て支援の充実	
<p>地域の身近な所で親子の交流や子育てについて相談ができる子育て支援センターや、ファミリー・サポート・センターの充実を図り、子育てを地域で支えあう仕組みづくりを推進します。</p> <p>妊娠届出書提出時の保健師による面談を充実させ、母子健康手帳交付時から、一人ひとりへの支援強化を図り、安心・安全な出産、育児不安の軽減や疾病の早期発見ができるよう切れ目ない子育て世代への包括的な支援体制づくりを進めます。</p> <p>未熟児養育医療の給付・子ども医療費・ひとり親医療費の助成については、引き続き安定運営に努めます。</p>	<p>所 管</p> <p>子育て支援課 健康増進課</p>
⑧ 児童虐待防止・DV被害防止対策	
<p>子どもの虐待やDVの防止の体制強化に努めます。要保護児童等の早期発見及びその適切な保護を図るため、市要保護児童対策地域協議会を組織し、市、関係機関等が要保護児童等に関する情報や支援策を共有し、適切な連携を図ります。</p>	<p>所 管</p> <p>子育て支援課</p>

(5) 高齢者施策の推進

【現状と課題】

- 高齢者の生活を支援するため、「大網白里市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、関係機関と連携しながら、介護保険サービスや、それ以外のさまざまな事業を推進しています。
- 高齢化の進行とともに、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれることから、介護保険サービスの充実を図るとともに、地域ぐるみで見守りと支援を行うことが重要です。
- また、高齢者の安心できる暮らしを支援するため、高齢者の生きがいづくりや生活ニーズに応じた福祉施策を地域と連携して推進することも必要です。

【施策の方向】

- 高齢者が安心できる暮らしを支援するため、高齢者の生活ニーズに応じた介護保険サービスの整備や高齢者福祉施策を推進します。
- 高齢者がいつまでも地域で元気に暮らすことができるよう、高齢者の生きがい活動の充実を図るとともに、総合事業を推進し、地域ぐるみで高齢者を支える仕組みづくりの創設に努めます。

【主な取り組み】

<市民が取り組むこと>



- 介護保険制度への理解を深めるとともに、介護予防や認知症サポーター養成など、自らが取り組める活動やサービスを積極的に活用し、心身ともに健康な生活が送れる環境づくりに努めましょう。
- 高齢者世帯や一人暮らし高齢者への見守りに努めましょう。
- 老人クラブ、シルバー人材センター等へ積極的に参加しましょう。

<地域や団体等が取り組むこと>



- 介護保険制度に基づくサービス提供体制の充実を図りましょう。
- サービス従事者の資質向上を図りましょう。
- ふれあいいいききサロン、高齢者見守り活動など、地域の実情にあった高齢者との交流機会の充実を図りましょう。
- 市、関係機関等と連携し、高齢者の暮らしの支援に努めましょう。
- 総合事業の理解を深め、地域や市民の介護予防や生活支援の実施に努めましょう。

<市が取り組むこと>



① 高齢者の生きがい活動の充実	
<p>高齢者のニーズを踏まえた老人クラブ活動や学習、趣味、スポーツ・レクリエーション等の健康と生きがいづくり活動の機会を充実させるとともに関連団体への支援を図ります。</p> <p>介護支援ボランティア事業については、制度の周知を図り、登録者の増加をめざします。</p> <p>定年退職等で就業の機会を求める高齢者が増加することから、高齢者の経験や能力を活かせるよう、シルバー人材センターの活動を支援します。</p>	<p>所 管</p> <p>高齢者支援課</p>
② 総合事業の推進	
<p>地域包括支援センター、在宅介護支援センター、医療機関など関係機関と連携し地域の支えあいのなかで要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を行います。</p> <p>また、すべての高齢者を対象とした自由参加型の運動講座などを開催するとともに、市民主体による介護予防活動を支援します。</p>	<p>所 管</p> <p>高齢者支援課</p>

③ 介護保険サービスの質の向上	
サービス利用者の満足度を向上させるため、介護事業所連絡会議・ケアマネジャー連絡会・地域ケア会議を開催し、介護サービスの提供・連携体制を充実するとともに、介護事業者のサービス向上、ケアマネジャーの資質の向上を図ります。	所 管
	高齢者支援課
④ 生活支援体制整備事業の推進	
生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）を中心に、高齢者の生活の困りごとを把握し、地域資源を活用した適切な支援体制の整備を推進します。	所 管
	高齢者支援課

(6) 障がい者施策の推進

【現状と課題】

- 市では「大網白里市障がい者計画」に基づき、障がい者の暮らし全般を支援する施策を、「大網白里市障がい福祉計画」では、障がい福祉サービスについての目標量を定め、障がい福祉サービスの充実を図っています。
- 障がい者の社会参加の促進として、企業や事業主への意識啓発や就労の機会づくりとともに、地域での交流の機会づくりや周知活動等の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

- 障がい者への就労支援や、コミュニケーション支援などを通して社会参加の促進を図るとともに、障がい者が地域のなかで適切な支援を受けながら自立した生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスを含めた障がい福祉施策の一層の充実を図ります。

【主な取り組み】

<市民が取り組むこと>



- 障がいについて正しく理解するように努めましょう。
- 障がい者への配慮やサポートなどに努めましょう。

<地域や団体等が取り組むこと>



- 障がい福祉制度や障がい者の日ごとの生活等への理解を深め、日常生活や地域活動へ障がい者が積極的に参加しやすい環境づくりに努めましょう。
- 保育所、幼稚園、小・中学校、行政と連携し、障がいのある子どもの保育・教育の充実に努めましょう。
- 行政、サービス提供事業者等との連携に努めるとともに、サービス提供体制の充実を図りましょう。

<市が取り組むこと>



① 障がい福祉サービスの充実	
<p>障がい者の自立を支援するために、障がい者のニーズを踏まえた障がい福祉サービスを安定的に提供できる体制の維持に努めます。</p> <p>また、障がい児の発達支援等を行う障がい児通所支援の充実を図ります。</p>	<p>所 管</p> <p>社会福祉課</p>
② 障がいのある子への支援	
<p>教職員、特別支援教育支援員、保育士に特別支援教育等の研修参加を促進させ、障がいのある子を円滑に受け入れる体制を推進するとともに、利用しやすい学校施設や保育所施設設備の充実を図ります。</p> <p>小・中学校においては、通常の学級による指導、通級による指導の充実を図るとともに、通常学級担任と特別支援学級担任のみならず管理職も含めた学校全体での連携、情報共有を図り、特別支援学級との交流、共同学習を推進します。</p> <p>また、障がいのある子たち一人ひとりの希望等を十分に尊重しながら、就学や就労への指導を充実するとともに、特別支援学校等の関係機関と連携し、進路相談や就労支援など適切な支援サービスの利用を促進します。</p>	<p>所 管</p> <p>社会福祉課 子育て支援課 管理課</p>
③ コミュニケーションの確保	
<p>手話通訳者の派遣を実施し、障がい者のコミュニケーション支援の充実を図るとともに、広報、ホームページ、障がい者福祉のしおり等で制度の周知を行い、利用拡大に努めます。</p>	<p>所 管</p> <p>社会福祉課</p>

(7) 生活困窮者、若者への支援

【現状と課題】

- 市民一人ひとりが地域で自立した生活を送るためには、経済的な基盤の確立が重要です。近年では、家庭環境が多様化し、身内や親族から援助が得られず生活が困窮するケースなどが増加しており、それぞれの家庭環境等に応じた支援が必要になっています。
- また、近年、ニート・ひきこもりが社会問題化しています。一人でも多くの若者や働く世代の市民が、自信と希望を持って、心豊かに暮らせるよう、情報提供、相談、就労支援など、さまざまな形での社会参加を支援することが重要です。

【施策の方向】

- 就労支援機関等と連携し、求職活動に必要なスキルを提供する場や生活に関する相談を受けられる場を設け、ニート・ひきこもりなど、スムーズに社会参加できない若者に対する相談・支援に努めます。
- 経済的に困窮している低所得世帯の安定した自立に向けて、それぞれの実情に応じた相談・情報提供とともに各種援護制度の活用や自立支援など適切かつ有効な施策の実施に努めます。

【主な取り組み】

<市民が取り組むこと>



- 普段から近所のさまざまな世代の人とのあいさつなどを通じて交流し、互いに気軽に話ができる環境づくりに努めましょう。
- 困っている若者等に、一人で悩まず、行政などで相談ができることを伝えましょう。

<地域や団体等が取り組むこと>



- 地域内の交流を図り、若者や生活に困窮している世帯の見守りに努めましょう。

<市が取り組むこと>

① 青少年相談員活動の支援	
地域の協力を得ながら青少年相談員の確保を図り、青少年の健全育成に努めるとともに、時代のニーズに合った青少年育成活動の展開を図ります。	所 管 生涯学習課
② 若者の社会参加への支援	
千葉県が設置する「ひきこもり地域支援センター」や国が設置する「地域若者サポートステーション」と連携し、ニート・ひきこもりなど、社会参加が苦手な若者の相談・支援に努めます。	所 管 社会福祉課 商工観光課
③ 生活保護制度の適正な運用	
困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした保護の決定、各種扶助の適用等、生活保護制度の適正な運営に努めます。	所 管 社会福祉課
④ 生活困窮者への自立支援	
生活困窮者自立支援法に基づく自立相談機関の設置や住居確保給付金の給付を行い、生活困窮者の自立に向けた支援を行います。 また、就労を希望する方へは自立相談機関やハローワークの巡回相談を活用した就労支援を行います。	所 管 社会福祉課
⑤ 学習支援の実施【新規】	
生活困窮等を理由に就学援助制度を利用している世帯の子どものために、進学に向けた学習支援（スタディサポート事業）を行います。	所 管 社会福祉課

(8) 共生型サービス等の推進

【現状と課題】

- 本市では、子どもやその家庭、高齢者、障がい者、生活困窮者、若者など、それぞれの分野ごとに対応した支援制度を総合的に運用するなかで、福祉施策を推進していますが、制度の「狭間」で支援が十分に行き届かない方や、8050問題やダブルケア等、複合的な課題を抱えた世帯については、現行の個別制度のなかでは、的確に対応することができないケースも増えてきています。
- 複合・複雑化したケースについて、これまでの制度の枠を超えて、相互連携させながら、分野横断的な課題に対しても幅広く弾力的に対応できるよう、包括的な相談支援体制の整備が重要となっています。

【施策の方向】

- 福祉関連計画と連携し、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に努めます。

【主な取り組み】

<市民が取り組むこと>



- 普段から地域や近所の方へのあいさつなどを通じて、気軽に交流ができる環境づくりに努めましょう。
- 地域の課題について、自身を含めたみんなの共有事項として、一緒に解決策を考えましょう。
- 身のまわりにある福祉資源とその果たしている役割について理解を深めましょう

<地域や団体等が取り組むこと>



- 市等と連携し、制度の「狭間」や複合的な課題を持った世帯への支援に努めましょう。
- 関係機関と連携し、包括的な支援体制の構築に努めましょう。
- 市民との協働に取り組み、共生型サービスの推進に努めましょう。

<市が取り組むこと>

① 「地域共生社会」についての理解促進	
市民、行政、団体等の関係者が一体となって住みよい地域を共に創っていくという「地域共生社会」の考え方について、あらゆる機会を通じて理解の促進に努めます。	所 管 社会福祉課
② 地域福祉関連計画の推進と地域共生社会の実現に向けた施策の見直し検討	
子ども・子育て支援事業計画や、高齢者福祉計画、障がい者計画などの地域福祉関連計画の策定時において、地域共生社会の実現に向けた施策の見直し、検討を行います。	所 管 社会福祉課 子育て支援課 高齢者支援課 健康増進課
③ 重層的支援体制整備の検討【新規】	
制度の狭間に位置している方や、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーといった複合的、複雑化する対応が複数の課にまたがるような相談に対する分野横断的な連携体制の推進等、重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討を行います。	所 管 社会福祉課

第4章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

地域福祉の主役は、地域で生活を営むすべての市民です。自分たちの地域をより住みやすい、住み続けたい地域にしていくためには、行政の取り組みだけでなく、市民の主体的な活動が欠かせません。

また、それぞれの居住環境とその周囲には、それぞれの特性に応じたニーズや課題があると思われます。それらのニーズや課題に対応していくためには、そこで活動する区・自治会やボランティア団体、事業所等がそれぞれの役割を担いつつ、連携していくことが重要です。

本計画は、市民をはじめ、市、社会福祉協議会、地域活動団体、ボランティア、大学、事業所等が積極的に協働・連携していくなかで推進していきます。

第2節 計画の理解促進

本計画の推進に向けて、計画のめざす理念や地域福祉の方向性について、市民をはじめ、市、社会福祉協議会、地域活動団体、ボランティア、大学、事業所等の関係するすべての人が共通の理解を持つことが重要です。

そのため、本計画の内容について、市のホームページ等を通じて広く周知を図ります。また、地域福祉についての理解と活動を広げていくために、継続的な情報発信と活動支援を行い、協働・連携の輪を広げていきます。

第5章 関連資料

1. 大網白里市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成18年5月10日告示第76号

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画を策定し、地域に即した創意と工夫による福祉サービスの提供体制の基盤とすることを目的とする。

(委員会)

第2条 前条の目的を達成するため、大網白里市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 大網白里市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定に関すること。
- (2) その他委員会の設置目的の達成に必要なこと。

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画の策定の日までとする。

2 委員が欠けたときは、後任の委員を補充することができる。

(組織)

第5条 委員会は、委員20名以内をもって組織し、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉事業関係者
- (3) 保健福祉団体関係者
- (4) 公募により選出された市民の代表者
- (5) 各種団体関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長を務める。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者及び関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第8条 委員会に5人以内の幹事を置き、市職員のうちから市長が指名する。

2 幹事は、委員長の命を受けて委員会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、社会福祉課及び社会福祉法人大網白里市社会福祉協議会において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成18年11月15日告示第141号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第48号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月27日告示第136号)

この告示は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月17日告示第70号)

この告示は、公示の日から施行する。

2. 策定委員会委員名簿

(◎委員長、○副委員長) 敬称略

区 分	氏 名	所 属 団 体
学識経験者	◎大 杉 紘 徳	学校法人城西大学 城西国際大学福祉総合学部 助教
社会福祉事業関係者	小 川 正	社会福祉法人緑陽会 特別養護老人ホームおおあみ緑の里 施設長
	武 藤 朱 里	社会福祉法人ワナーホーム 本部拠点居住系 統括施設長
	高 橋 正 和	社会福祉法人あさひ福祉会 理事長
	後 藤 正 義	社会福祉法人大網白里市社会福祉協議会 大網支部 支部長
	飯 田 正 平	社会福祉法人大網白里市社会福祉協議会 山辺支部広報部 副部長
	大 井 康 章	社会福祉法人大網白里市社会福祉協議会 瑞穂支部 支部長
	北 村 徳 次	社会福祉法人大網白里市社会福祉協議会 増穂支部副 支部長
	三 橋 公 一	社会福祉法人大網白里市社会福祉協議会 白里支部 支部長
	保健福祉団体関係者	○星 見 和 子
大 矢 敏		大網白里市保護司会 会長
鈴 木 由 枝		日本赤十字社千葉県支部大網白里市地区 奉仕団 委員長
長 田 美和子		大網白里市食生活改善協議会 副会長
公募より選出された 市民の代表者	黒 木 直 司	市民代表
	田 邊 光 邦	市民代表
各種団体関係者	吉 田 豊 孝	大網白里市区長会 副会長
	宮 崎 良 三	大網白里市老人クラブ連合会 会計
	山 田 繁 子	大網白里市ボランティア連絡協議会 副会長
	八 角 榮 子	大網白里市子ども会育成連絡協議会 会長
	安 川 博 章	大網白里市商工会 理事

3. 大網白里市地域福祉計画策定庁内会議設置要領

(設置)

第1条 社会福祉法第107条に規定する地域福祉計画の策定に関し、大網白里市地域福祉計画策定委員会と協働して調査研究するため、大網白里市地域福祉計画策定庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次の各号に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 計画の策定に伴う調査、研究に関すること。
- (2) 市民懇談会に関すること。
- (3) 計画の骨子案、計画案の提案に関すること。
- (4) その他庁内会議の設置目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 庁内会議の委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 庁内会議に会長及び副会長を置き、会長には、副市長を、副会長には、社会福祉課長を充てる。

- 2 会長は、庁内会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者及び関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 庁内会議に専門事項を調査研究するため、作業部会を置く。

- 2 作業部会の委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 3 作業部会は、庁内会議から付託された事項について調査、検討及び必要な作業を行い、その結果を庁内会議に報告するものとする。
- 4 作業部会の事務を行うにあたっては、社会福祉法人大網白里市社会福祉協議会と連携し、これを行うものとする。

(部会長及び副部会長)

第7条 作業部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第8条 部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者及び関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 庁内会議及び作業部会の庶務は、社会福祉課及び社会福祉法人大網白里市社会福祉協議会において処理する。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は会長が、作業部会の運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月18日から施行する。

別表第1（第3条）

副市長
企画政策課長
安全対策課長
地域づくり課長
社会福祉課長
子育て支援課長
高齢者支援課長
健康増進課長
大網病院事務長
教育委員会管理課長
教育委員会生涯学習課長

別表第2（第6条第2項）

企画政策課長が推薦する者
安全対策課長が推薦する者
地域づくり課長が推薦する者
社会福祉課長が推薦する者
子育て支援課長が推薦する者
高齢者支援課長が推薦する者
健康増進課長が推薦する者
大網病院事務長が推薦する者
教育委員会管理課長が推薦する者
教育委員会生涯学習課長が推薦する者

4. 策定庁内会議委員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
	副市長	堀江和彦	会長
企画政策課	課長	飯高謙一	
安全対策課	課長	北山正憲	
地域づくり課	課長	北田吉男	
社会福祉課	課長	中古稔	副会長
子育て支援課	課長	糸日谷昇	
高齢者支援課	課長	鵜澤康治	
健康増進課	課長	齊藤隆廣	
大網病院	事務長	安川一省	
管 理 課	課長	石原治幸	
生涯学習課	課長	石井一正	

5. 策定経過

日付	事項	内容
令和4(2022)年 6月3日	各課照会	・地域福祉計画の進捗状況・今後の方針について照会
7月8日～22日	市民アンケート調査	・18歳以上市民1000人を対象に、地域福祉に関するアンケート調査を実施
8月18日	第1回庁内会議	・地域福祉計画の進捗状況・今後の方針について ・市民アンケート調査結果について ・地域福祉計画の見直し方針（案）について ・今後のスケジュールについて
8月22日	各課照会	・地域福祉計画の評価結果の確認・新規施策等の照会
9月15日	第1回策定委員会	・委嘱状交付 ・委員長・副委員長選出 ・地域福祉計画の進捗状況・今後の方針について ・市民アンケート調査結果について ・地域福祉計画の見直し方針（案）について ・今後のスケジュールについて
11月22日	各課照会	・地域福祉計画の見直し方針の提示及び、計画の見直し（素案）の確認について（照会）
12月26日	第2回策定委員会	・地域福祉計画（素案）について ・パブリックコメントの実施について
令和5(2023)年 1月18日	第2回庁内会議	・地域福祉計画（案）について ・パブリックコメントの実施について
1月18日	各課照会	・地域福祉計画（案）の確認及び、パブリックコメントの実施について（照会）
2月1日～15日	パブリックコメント	・地域福祉計画（案）に対する市民意見の募集
3月16日	第3回策定委員会	・パブリックコメント結果及び回答について ・地域福祉計画（案）の承認について

6. 用語解説

	用語	内容
あ	アウトリーチ型支援	病気、生活困窮、ひきこもりなど支援が必要であるにも関わらず行き届いていない人に対し、医療機関、行政機関、福祉関係団体など支援する側が直接訪問や声掛けを行い支援すること。
	NPO	民間非営利団体（Non-Profit Organization）の略。地域などにおいて営利を目的とせずにさまざまな社会的・公益的な活動を行う団体。市民活動団体、民間非営利組織も同意語。
か	協働	住民、団体、企業、行政など異なる性質のあらゆる主体が、同じ目標を共有し、対等の立場でそれぞれの特性を活かして、課題解決に取り組むこと。
	個人情報保護に関する法律	個人の権利と利益を保護するために、個人情報を取り扱う事業所等に対し、個人情報の取り扱い方法等を定めた法律。
さ	自主防災組織	地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守る」という意識・連帯感に基づき、主に区・自治会等を単位として、自主的に結成する防災組織。
	社会福祉協議会	地域住民やボランティア団体、社会福祉施設など、地域の福祉関係者と協力し、様々な福祉の問題解決をめざす民間非営利団体。
	社会を明るくする運動	法務省が主唱する犯罪をなくして社会を明るくするため、犯罪の防止と犯罪者の更生及び更生保護についての正しい理解を深め、活動に協力を呼びかける啓発運動。毎年7月は強調月間として全国的に各種取り組みが実施される。
	食育	食材の特徴や調理法から、地域の食文化まで、食に関するさまざまな知識を学ぶことで、人間形成や地域への愛着の増進等をめざす教育的活動。
	生活困窮者	就労状況や心身の状態、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。
	成年後見制度	障がいや認知症などにより、判断能力が十分でない方が不利益を被らないよう、財産管理や身上保護等、生活面や法律面における援助を行う制度。
た	中核地域生活支援センター	子ども、障がい者、高齢者の誰もが、ありのままにその人らしく地域で暮らすことができる地域社会を実現するために、24時間365日体制で福祉サービスのコーディネート、総合相談、権利擁護を行い、地域住民の福祉向上を図ることを目的とした団体。
	ダブルケア	一人の人や一つの世帯が親族等の介護と育児の両方を同時に行っている状態。

	用語	内容
な	ニート	NEET (Not in Employment, Education or Training) のことで、就業・就学・職業訓練のいずれもしていない人を指す造語。
	認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人
は	8050 (ハチマルゴーマル)	80代の親と働いていない独身の50代の子が同居している世帯。親の高齢化につれて深刻な困窮に陥る可能性が高い。
	パブリックコメント	公的機関が規則などを定める際、広く市民に意見を募集し、その結果を反映させて、よりよい行政をめざす手続き。
	バリアフリー	障がい者や高齢者の生活や諸活動に不便な障壁(バリア)を取り除くこと。段差等の物理的な障害のほか、障がいのある方の社会参加を困難にする社会的、制度的、心理的な障害を除去することをいう。
	ひきこもり	仕事や学校に行けず家にこもり、家族以外とほとんど交流ができず6か月以上引きこもっている状態。
	ファミリー・サポート・センター	育児や介護の援助を受けたい人、援助したい人が会員となり、互いに助けあう会員組織。
	避難行動要支援者	障がい者や高齢者などで災害時に避難誘導などの支援が必要な人。
	福祉避難所	災害発生時に障がい者・高齢者・妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所。
ま	民生委員児童委員	民生委員は、地域福祉向上のために民生委員法に基づき国から委嘱される民間の奉仕者で、児童福祉法による児童委員も兼ねている。援助を必要とする人の生活状態の把握、相談・助言活動、情報提供や援助活動を行うほか、行政や社会福祉協議会への協力を行うこととされている。
や	ヤングケアラー	本来は大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども。
	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、性別、年齢、言語の違い等に合わせて特別に考えられたものではなく、すべての人に使いやすいように考えられた製品、環境情報等の設計(デザイン)。
わ	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。



大網白里市地域福祉計画 令和4年度改訂版

発行年月 令和5年3月

発行 大網白里市

編集 大網白里市社会福祉課

〒299-3292 大網白里市大網 115 番地 2

TEL 0475-70-0330

FAX 0475-72-8454
